

平成 29 年

三重県議会定例会会議録

(2 月 24 日)
(第 4 号)

平成29年

三重県議会定例会会議録

第 4 号

○平成29年2月24日（金曜日）

議事日程（第4号）

平成29年2月24日（金）午前10時開議

第1 県政に対する質問

〔一般質問〕

第2 議案第1号

〔委員長報告、採決〕

会 議 に 付 し た 事 件

日程第1 県政に対する質問

日程第2 議案第1号

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 49名

1	番	芳 野	正 英
2	番	中瀬古	初 美
3	番	廣	耕太郎
4	番	山 内	道 明
5	番	山 本	里 香
6	番	岡 野	恵 美
7	番	倉 本	崇 弘
8	番	稲 森	稔 尚

9	番	下野	幸助
10	番	田中	智也
11	番	藤根	正典
12	番	小島	智子
13	番	彦坂	公之
14	番	濱井	初男
15	番	吉川	新樹
16	番	木津	直祐
17	番	田中	祐治
18	番	野口	正生
19	番	石田	成生
20	番	中村	欣一郎
21	番	大久保	孝栄
22	番	東	豊
23	番	津村	衛
24	番	杉本	熊野
25	番	藤田	宜三
26	番	後藤	健一
27	番	北川	裕之
28	番	村林	聡人
29	番	小林	正男
30	番	服部	富児
31	番	津田	健規
32	番	中嶋	年介
33	番	奥野	英広
34	番	今井	智隆
35	番	長田	直人
36	番	舘	

37	番	日 沖	正 信
38	番	前 田	剛 志
39	番	舟 橋	裕 幸
40	番	三 谷	哲 央
41	番	中 村	進 一
43	番	青 木	謙 順
44	番	中 森	博 文
45	番	前 野	和 美
46	番	水 谷	隆
47	番	山 本	勝
48	番	山 本	教 和
49	番	西 場	信 行
50	番	中 川	正 美
(42	番	欠	番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	福 田 圭 司
書 記 (事務局次長)	原 田 孝 夫
書 記 (議事課長)	榊 屋 眞
書 記 (企画法務課長)	佐々木 俊 之
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	西 塔 裕 行
書 記 (議事課班長)	中 村 晃 康
書 記 (議事課主査)	松 本 昇

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
副 知 事	石 垣 英 一
副 知 事	渡 邊 信一郎

危機管理統括監	稲垣清文
防災対策部長	福井敏人
戦略企画部長	西城昭二
総務部長	嶋田宜浩
健康福祉部長	伊藤隆
環境生活部長	田中功
地域連携部長	服部浩
農林水産部長	吉仲繁樹
雇用経済部長	廣田恵子
県土整備部長	水谷優兆
健康福祉部医療対策局長	松田克己
健康福祉部子ども・家庭局長	岡村昌和
環境生活部廃棄物対策局長	渡辺将隆
地域連携部スポーツ推進局長	村木輝行
地域連携部南部地域活性化局長	亀井敬子
雇用経済部観光局長	水島徹
雇用経済部伊勢志摩サミット推進局長	村上亘
企業庁長	松本利治
病院事業庁長	加藤敦央
会計管理者兼出納局長	城本曉
教育委員会委員長	森脇健夫
教育長	山口千代己
公安委員会委員	岡本直之
警察本部長	森元良幸
代表監査委員	福井信行

監査委員事務局長 小 林 源太郎

人事委員会委員 戸 神 範 雄
人事委員会事務局長 青 木 正 晴

選挙管理委員会委員長 宮 寄 慶 一

労働委員会事務局長 田 畑 知 治

午前10時0分開議

開 議

○議長（中村進一） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（中村進一） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

去る2月22日、予算決算常任委員会に付託いたしました議案第1号について、審査報告書が予算決算常任委員長から提出されましたので、お手元に配付いたしました。

以上で報告を終わります。

予算決算常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
1	平成28年度三重県一般会計補正予算（第6号）

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成29年 2月22日

三重県議会議長 中村 進一 様

予算決算常任委員長 舘 直人

質 問

○議長（中村進一） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。8番 稲森稔尚議員。

〔8番 稲森稔尚議員登壇・拍手〕

○8番（稲森稔尚） 皆さん、おはようございます。草の根運動いが、忍者市選出の稲森稔尚といいます。質問中は伊賀市と言わせていただきたいと思っていますのでよろしく願いいたします。

今日通告してありますのは3項目ですが、まず大規模太陽光発電への規制強化についてということで質問をさせていただきたいと思います。

伊賀市では、昨年9月、岐阜県瑞穂市の業者による大規模太陽光発電のための開発行為に起因する地すべりが起き、その下を通る市道喰代比自岐下川原線に隆起が認められ、損害を受けた市道はいまだに片側通行が続き、市民生活にも悪影響を及ぼしています。（パネルを示す）これ、皆さんにごらんをいただきたいんですけれども、こういう状態になっていまして、いまだに片側通行という状態が続いています。

しかも、この開発は、新聞報道にもあったように、森林法に基づく林地開発の許可を受けないままの無許可開発だったことが明らかになっています。

近年、四日市市や志摩市など県内でも、大規模太陽光発電に対して、良好な自然環境や景観はもとより、県民の生命、財産にかかわる防災面からの不安から、規制強化を求める声が高まっています。そのようなこともあり、三重県全体で今後の教訓にさせていただきたいという思いもありまして、まず、この伊賀市での無許可開発事案について質問をしたいというふうに思います。

この事案については、業者が昨年の3月から8月にかけて森林の伐採を行いました。9月上旬には、大雨で道路に土砂が流れていることが確認されて

います。9月20日の台風で敷地内の地すべり、その後の市道の隆起が確認されています。その後、これまでは建設事務所が対応をしていたということなのですが、県の農林水産部が林地開発が必要な1ヘクタールを超えた形質変更であると確認したのが10月12日、農林水産部が中止を文書指導したのは10月17日のことです。これらを時系列で振り返りますと、ここまで被害が出ることを未然に防ぐための現場の監視体制や、県の部局間、あるいは伊賀市との連携が不十分であったのではないかというふうに言わざるを得ません。

今後も県内各地でメガソーラー等の開発が増えることが考えられる中、県の部局間の連携、市町との連携、現場に出向いての監視、監督体制が極めて重要になってくるというふうに考えますが、今回の事案を通じてこれからの教訓にすべきことについてどのように認識をされているのか、答弁を求めます。

〔吉仲繁樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（吉仲繁樹） 伊賀市喰代地区における開発行為についての御質問に対してお答えをいたします。

森林法では、森林の適正な利用を確保することを目的として、開発行為に対して規制をかけています。具体的には、開発する森林の面積が1ヘクタールを超える場合には知事の許可が、また、1ヘクタール以下の場合は市町への伐採届出書の提出が必要となってまいります。

当該事案につきましては、昨年2月、事業者から県に対して林地開発に関する相談があり、開発する森林面積に応じて必要な手続を行うよう指導を行いました。その後、事業者から伊賀市に対して0.88ヘクタールの伐採届出書が提出されましたが、県からはそれ以降も、事業者に対し森林法に関する指導を行ってまいりました。

しかしながら、昨年9月下旬、議員からも御紹介がありましたが、伊賀市から隣接市道において開発行為に起因する路面隆起が発生しているとの連絡があり、県と伊賀市が当該開発行為に係る面積を測量した結果、1ヘクタールを超え2.3ヘクタール行われていることが判明いたしました。

このため、判明直後に県から事業者に対しまして、道路管理者である伊賀市と協議の上、市道路面の隆起を取り除くこと、開発行為を直ちに中止し、必要な調査及び解析を行った上で地すべり対策計画を策定し、提出することを内容とする文書指導を行ってまいりました。

現在、事業者は、市道路面への応急措置を行うとともに、開発行為を中止し、地すべり対策計画の策定に必要なボーリング調査等を行っているところでもあります。

県ではこうした事案の再発防止に向けて、来月、市町とともに担当者を対象とした研修会を開催することとしており、研修会においては、森林法に基づく林地開発許可制度の理解促進、伐採届に関する履行確認の強化、県、市町間の情報共有の徹底ということを図っていくこととしており、これまで以上に市町との連携を強化したいと考えています。

また、不適切な林地開発行為が確認された場合の対応につきまして、事業者等に対する迅速な文書指導を徹底するとともに、指導に従わない場合には、復旧命令の発出、刑事告発等も含めた厳正な対応をとってまいりたいというふうに考えています。

引き続き、国や市町、関係機関との連携を密にしながら、監視、指導の一層の強化を図り、不適切な林地開発行為の防止に取り組んでまいりたいというふうに考えています。

以上でございます。

〔8番 稲森稔尚議員登壇〕

○8番（稲森稔尚） しばらく開発がとまっていたところも、今、太陽光発電のメガソーラーの開発ということで動き出しているところもたくさんあるというふうに聞かせていただきますので、ぜひこの伊賀市の事案を県内全体の教訓にさせていただいて、一層の連携を深めていってほしいというふうに思います。

もう一つなんですけど、2番目の伊賀市島ヶ原と京都府にまたがる計画ですが、当初は、三重県側20ヘクタール、京都府側が76ヘクタールということ

で合計100ヘクタール近い計画でしたが、三重県あるいは京都府の環境アセスメント基準の強化や住民の反対などで計画が縮小、見直され、京都府南山城村では住民説明会があったというふうに聞いています。

しかしながら、その内容は、環境アセスメントの適用を受けないように、あるいは住民の同意を求める京都府条例の適用を受けないようにという法のすき間をかいこぐかのような内容になっているということです。

県として、府県をまたがる事案についてどのように対応していくのか、お答えいただきたいと思います。

〔田中 功環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（田中 功） 大規模太陽光発電への規制強化について、県境をまたぐ計画について、三重県環境影響評価条例はどのように適用されるのか、また、京都府との連携についてお答え申し上げます。

伊賀市と京都府南山城村にまたがる山林で計画されております太陽光発電事業については、京都府側で72.3ヘクタールを開発する計画と承知しております。当該事業者からは、三重県内の事業については比較的小規模であると聞いておりますが、現段階では環境アセスメントの手続も林地開発許可の申請もされていない状況であり、正確な開発面積については把握できておりません。

本県では従来、太陽光発電事業を行うに当たり、20ヘクタール以上の造成事業を行う場合には、三重県環境影響評価条例に基づき、環境アセスメントの実施を求めてきました。

しかし、近年、県内各地で太陽光発電事業を目的とする20ヘクタール未満の開発が表面化してきており、これに対応するため昨年3月に同条例を改正し、同年9月からはこれまでの環境アセスメントの規模要件の半分の10ヘクタール以上の造成事業について、文献調査など簡易な調査方法に基づく簡易的環境アセスメントの実施を義務づけたところでございます。

また、同条例改正では、簡易的環境アセスメント対象事業の周辺地域において、県境をまたぐ場合を含め、当該事業と一体となって環境に著しい影響

を及ぼすおそれのあるときには、簡易ではなく通常環境アセスメントの実施を要請することができるようにしたところです。

なお、条例には、環境アセスメントの対象となる事業の環境影響が隣接県に及ぶ場合について、関係する府県から意見を求めることができる隣接県協議の規定が盛り込まれており、今後三重県側の事業が、簡易アセスも含め環境アセスメントの対象となった場合にはこの規定を適用し、京都府から意見を求めることが可能です。

引き続き、太陽光発電事業について必要な環境配慮がなされるよう、隣接する他府県とも連携をとりながら適切に対応してまいります。

以上でございます。

〔8番 稲森稔尚議員登壇〕

○8番（稲森稔尚）　そこでなんですけれども、県独自の大規模太陽光発電への規制強化をとということで書かせていただきました。この質問については一昨年の定例会議でも一般質問をして、そのときも県独自の条例制定やガイドラインの策定を求めてきました。そのときは適正化とか適正配置ということ、僕自身もそういう言葉を使ったんですけれども、（パネルを示す）こういう事案を見て、自分自身も生ぬるかたという思いがあって、規制強化というふうに書かせていただきました。

他県や県内外の市町村でも、既に太陽光発電施設の設置について条例を制定し、保全区域を設定して許可制度にしたり、着工前の地元説明や行政との協議を義務づけるといった条例を制定する自治体が増えています。

まず、今お話がありました林地開発について伺いますが、京都府では林地開発行為予定者が地域住民等に対する十分な説明を行う仕組みを整備することにより、林地開発行為予定者と地域住民等との合意形成を図り、生活環境の保全につなげていくことを目的に、平成23年に京都府林地開発行為の手続に関する条例を整備し、具体的には、林地開発を行う予定がある事業者等が行う、地域住民への説明会の実施、関係する市町村長の意見に対する回答などの手続や生活環境の保全に関する協定締結の努力義務規定を設けています。

他府県での事例を参考に、林地開発に伴う住民の不安を払拭し、一度失われれば取り返しのつかないことになる森林伐採を抑制するための条例制定を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、茨城県では、50キロワット以上の事業用太陽光発電施設の計画に対し、設置が不適正なエリアの提示、そして、着工前に市町村への事業概要書の提出など、県独自に定めたガイドラインを作成し、昨年の9月から適用を始めているところです。県民の生命、財産にかかわる、防災面で不安のある場所への設置、パネルの反射による影響、景観を損なう場合など、その他近隣の土地や住環境に悪影響を及ぼすおそれがある場合において、県が設置場所の制限や、あるいは技術的な基準などを示した県独自のガイドラインも早急に定めるべきと考えますが、この点についてお答えをいただきたいと思えます。

最後にですけれども、知事にもお伺いしますが、知事が三重県の魅力は自然であるとおっしゃっていますけれども、（パネルを示す）本当にこれが三重県の誇るべき姿なのかということ。私自身は本当に、もとの状態に戻してくれというふうに思います。メガソーラー、県内で問題になっています。このメガソーラーの乱開発について、知事の所見も伺いたいと思えます。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 大規模太陽光発電に関しての、先ほどガイドラインの関係のお話をさせていただきましたけど、それと私の所見とあわせて答弁させていただきます。

太陽光発電施設の導入に当たりましては、県民生活の基盤である防災、住環境、自然環境保護、景観保全などに配慮し、地域社会と共生していくことが極めて重要であると考えております。

しかしながら、近年、森林伐採等を伴う大規模な太陽光発電施設の設置については、地域住民の皆さんから生活環境、自然環境に対する不安の声が上がるなど、太陽光発電施設と地域との調和が課題となっております。

このため県では、計画段階での施設設置に関する情報提供、自然環境、景

観への配慮、市町との協議等を事業者に働きかけることなどを三重県新エネルギービジョンに明記し、太陽光発電施設の適正導入に向けた取組を進めてきたところです。

現在、市町では、太陽光発電施設と地域の調和に係る条例制定や、太陽光発電施設の届出を求めるガイドライン策定に向けた動きがあると聞いております。

一方、国では、再生可能エネルギー発電施設の認定基準に関係法令・条例等を遵守することといった項目を追加し、違反した場合には、改善命令、認定の取り消しを可能とする制度改正が行われ、平成29年4月から適用されることとなっております。

また、発電施設の認定に当たっては、発電事業計画の策定、関係条例や住民説明に関する自治体との相談、景観保全、防災等の考慮などを求めるガイドラインを平成29年3月末に策定する予定です。

こうした国の制度改正や県内市町の動きに合わせて、また、先ほど議員からも質問のありましたような状況に我々も憂慮をしております、太陽光発電施設を対象とする県のガイドラインを平成29年6月末までに策定する予定です。

ガイドラインの内容については、計画段階における県や市町への事前相談、地域住民への事前説明、施設の設置を慎重に検討すべき地域などを明記することとし、今後、市町等と協議しながら検討を進めてまいります。

そういう状況が起こっていることについては我々も憂慮をしています。自然は一回破壊されるともとに戻せませんので、しっかりとガイドラインを、これ、市町にも事務の負担をかけることになりますから、市町とよく協議をして6月末までのガイドライン策定につなげたいと思います。

〔吉仲繁樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（吉仲繁樹） 京都府等で行われています林地開発行為の手続に関する条例の施行についてお答えをいたします。

議員からも御紹介がありました京都府の条例については、林地開発行為に係る手続の適正化を図るとともに紛争を予防するということを目的としてお

ります。

三つほど目的がありまして、計画の事前公開、それから、計画に関する地域住民への説明会の開催、地域住民からの意見提出など、林地開発許可申請書を提出するまでに行うべき手続を定めているところであります。条例制定により一定の効果が発揮されるということについては考えております。

一方、近年、林地開発行為で問題化しております事案の多くが、今も議論しております太陽光発電施設の設置等についてが非常に多くなっておりまして、現在、太陽光発電施設の設置等については国においてもいろんな動きがあります。そういったことでありまして、今後、こういった動向や他府県の検討状況も踏まえて、林地開発行為の手続に関する条例についてはしっかり研究をしていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

〔8番 稲森稔尚議員登壇〕

○8番（稲森稔尚） 京都府の事例や他県の事例を参考にさせていただいて研究していただくということでしたので、また研究結果をこの場でしっかり確認したいというふうに思っています。

次に、災害時要配慮者の安全確保についてということで質問します。

東日本大震災では犠牲者の過半数を高齢者が占め、そして、障がいをお持ちの方の犠牲者の割合についても被災住民全体のそれと比較をして2倍程度に上ったというふうに言われていると聞いています。

質問に入りますが、内閣府は昨年の4月に福祉避難所の確保・運営ガイドラインを作成しました。このガイドラインの活用を通じて地方自治体や関係機関の福祉避難所に対する理解が進み、設置、確保が推進され、そして、災害時に配慮を必要とする被災者の方へのよりよい対応が実現することが期待されています。

また、平時の取組なくして災害時の緊急対応を行うことは不可能であるという認識に立って、福祉避難所についても市町を中心として平時から取組を進めてもらいたいというふうにしています。

そこで伺いますが、県内市町の福祉避難所の設置状況並びに福祉避難所運営マニュアルの作成状況についてお伺いをいたします。あわせて、県として、福祉避難所の設置、福祉避難所運営マニュアルの策定をどのように働きかけていくつもりなのか、今後どのように取り組んでいくのか、答弁をいただきたいと思います。

まとめて聞きますが、熊本地震のときも、熊本市の福祉避難所は176施設と既に協定を結んでいたということで、最大1700人の受け入れが可能でしたが、実際の地震後の受け入れは300人程度にとどまり、しかも待機者も生じていたというふうに聞いています。県内の福祉施設の関係者の方からお話を伺いまして、施設自体が被災している状況ですとか、あるいは入所の方が社会福祉法人などではいらっしやる中で、人材の確保や運営体制に不安があるという声も聞いています。今後、県として福祉避難所における人材確保を具体的にどのように進めていくのか、この点についてもお答えをいただきたいと思います。

〔伊藤 隆健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（伊藤 隆） 福祉避難所の設置状況、運営マニュアルの作成、人員体制の確保等について御質問をいただきました。

まず、福祉避難所の設置状況でございますけれども、本県では昨年8月末現在で347カ所が確保されております。しかしながら、運営マニュアルが策定されている避難所というのは162カ所にとどまっており、発災時において円滑な福祉避難所の開設、運営のためにはマニュアルの策定を促進する必要があるというふうに考えています。

このため、県では、昨年4月に改定されました内閣府の福祉避難所の確保・運営ガイドライン、これを市町に周知いたしまして、会議等を通じまして運営マニュアルの策定を促進してきたということでございますけれども、熊本地震を受けまして、私ども、ベンチマーキングをしました結果では、マニュアルは策定されていたものの、現場では必ずしもうまく機能しなかったと、そういうことが明らかとなっております。

こうした中、これらに対する先進的な取組といたしましては、熊野市ですけれども、昨年度から、各施設、それから熊野市、熊野市社会福祉協議会、三重大学など関係機関が連携いたしまして、施設ごとの福祉避難所運営マニュアルを作成するとともに訓練を実施し、マニュアルを検討するといった実効性のある取組が進められているということでございます。県ではこの事例を担当者会議などで情報提供していると、そういうことでございます。

県としては、今後想定されます災害に備えまして、福祉避難所のさらなる確保、それから、ベンチマーキングの結果、熊野市の取組事例などを情報提供することによりまして、運営マニュアルの策定や運営マニュアルに基づく訓練の実施など、円滑な福祉避難所の開設、運営を支援していきたいというふうに思っています。

それから、人員体制も御質問がございました。御指摘のとおり、熊本地震の例では福祉避難所の施設自体の被災とか施設職員の被災ということで開設できなかったことがあるということでございます。

県といたしましては、熊本地震の教訓も踏まえまして、福祉避難所ともなる特別養護老人ホームなどの社会福祉施設の相互支援協定の締結を促進するとともに、平成25年度からでございますけれども、災害時における福祉支援ネットワーク協議会、こういうものを設置いたしまして、平時から災害時の対応について情報共有や人材育成を進めておりますが、その中で、災害時における福祉人材確保のための体制整備、これについても取組を始めたところでございます。

このほか、熊本地震におきましては国から全国的な規模での介護人材等の派遣調整等が行われたことでございます。こういった派遣調整、広域支援体制も活用することとしまして、福祉支援ネットワーク協議会におきまして、災害時における受援体制、こういったものも検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

〔8番 稲森稔尚議員登壇〕

○8番（稲森稔尚） それでは、もう一つ、河川の氾濫や土砂災害から、高齢者や障がい者をはじめ、要配慮者と言われる方が入所している施設のことについて少し伺いたいと思います。

時間がなくなってきた焦っているんですけども、県内の高齢者の入所系社会福祉施設のうち、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある施設は何か所あるかということ把握されているでしょうか。

水防法は、要配慮者利用施設の所有者または管理者は洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な計画の策定と訓練を実施することを求めています、現状どういうふうになっているかということ、そして、これからどういうふうに取り組んでいくかということをお答えいただきたいと思います。

〔伊藤 隆健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（伊藤 隆） 岩手県での洪水被害を受けまして県では、三重県地理情報システム、これを活用いたしまして、河川浸水や土砂災害等のおそれのある危険区域に立地いたします高齢者入所施設の把握を進めてまいりました。

その結果ですけれども、高齢者入所施設につきましては全517施設のうち、河川の浸水想定区域内に138施設、それから、土石流の危険がある区域内に35施設、重複分を除きまして172施設がそれらの危険区域内に立地しているということが判明したところでございます。

また、避難計画や訓練ということでございますけれども、県では施設の種別ごとに定めております条例におきまして、災害発生時の行動手順等を定めましたマニュアルの策定でありますとか避難訓練の実施、これを規定するとともに、監査や実地指導におきまして重点的に確認、指導しているところでございます。

しかしながら、その対象はこれまでは、発生頻度の高い火災、あるいは大きな被害が想定される地震というものが中心ということで指導してまいりましたので、洪水等への対応が十分でないということが明らかとなっております。

す。そういうような現状となっております。

そうした中で岩手県の洪水被害でございますけれども、厚生労働省のほうからも介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化、徹底について通知があったということでございますので、国土交通省等とも連携いたしまして、関係施設に対して対応強化を依頼しているということでございます。

さらに、現在、洪水等を含む非常災害対策計画の策定状況、それから、避難訓練の実施状況、この調査もしている最中でございます。

今後は、この調査結果も踏まえまして、速やかに非常災害対策計画の策定あるいは避難訓練が実施されるよう、必要な情報提供を行うとともに、監査や実地指導の際に、各施設の防災対策の確認、指導を徹底していきたいというふうに思っております。

〔8番 稲森稔尚議員登壇〕

○8番（稲森稔尚） 2点要望させていただきますけれども、まず、今ある施設を守るというのはもちろん大前提ですけれども、そもそも施設を建設する計画段階から、今回、県土整備部でも浸水想定区域図の作成に取り組むということですので、しっかり今まで以上に情報提供をしていただいて、そういうリスクがあるんだよということを法人等にしっかり伝えていただきたいということと、以前も一般質問をしましたけど、介護施設等の事務負担が非常に多くなっているということもお話ししましたので、小さい自治体、市町も含めて、技術的な支援や助言ということもしっかり丁寧にやっていただきたいということを要望しておきます。

最後、伺いますけれども、昨年の9月に小池東京都知事が就任をされました。豊洲市場や東京五輪に関する問題に注目が集まり、その責任の所在や、また、議会の存在意義も大きく問われています。知事と議会の関係の見直しについては、当初予算編成に当たっての、政党復活枠と呼ばれる200億円の財源から追加計上し予算案を確定させていた慣例を廃止、さらに、東京都の職員による、都議会議員が本会議等で質問する際の実稿作成に関与しないよ

う、幹部職員に指示を出したということです。

もちろん、行政改革や議会改革の先進県と言われる三重県としては、むしろこの世界の話なのかというふうに驚くべきこともあります。小池知事が、都議会の皆様と知事、職員がなれ合いや根回しで事を丸くおさめるのではなく、都民の皆様の前でその決定を明らかにしていくというふうに述べるなど、その理念は常に大切にしたいものです。今の都政に見る知事と議会の関係について知事はどのように見ておられるか、所見を伺います。

あわせて、三重県において県職員が議員の質問原稿を作成するということはこれまでにあるのか、原稿作成の依頼があった場合、それらを認めないということでもいいのか、考えをお聞かせください。

○議長（中村進一） 答弁は簡潔に願います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 東京都の小池知事が幹部職員に対して、都議会議員から依頼を受けた質問作成や答弁内容の詳細なすり合わせを行わないよう指示したとの報道があることは承知しております。

私は、地方自治体においては、県民の付託に応えるために、議会と執行部が時には激しく議論を闘わせ、時には立場の違いを超えて協力し合いながら、県民の皆さんの幸せをしっかりと実現していくことが大切であると考えています。

また、議員の皆さんと建設的な議論を真摯に行っていくためには、常に対話と緊張のバランスを持った関係を保っていく必要があると考えております。

したがって、報道から承知している範囲ではありますが、小池知事も私が述べたものと同様の問題意識から今回の指示を出されたのではないかと受けとめています。

○議長（中村進一） 申し合わせの時間が経過いたしておりますので、速やかにお願いします。

〔嶋田宜浩総務部長登壇〕

○総務部長（嶋田宜浩） 議員から依頼を受けて質問を作成した例はあるのか

ということでございますけれども、これまでも県議会議員の皆様には、各部署から、それぞれの取組の進捗状況や事業推進に当たっての課題、それから今後の方向性などについて、常任委員会等での説明のほか、随時資料提供をさせていただいております。

以上でございます。

〔8番 稲森稔尚議員登壇〕

○8番（稲森稔尚） ありがとうございます。

終わります。（拍手）

○議長（中村進一） 7番 倉本崇弘議員。

〔7番 倉本崇弘議員登壇・拍手〕

○7番（倉本崇弘） おはようございます。大志、桑名市・桑名郡選出の倉本崇弘です。

それでは、まず少し、代表質問等々を聞いていた率直な感想を一言だけ述べさせていただきたいと思います。

極めて厳しい県財政であるということを改めて再認識させていただいたわけなんです。今回の私の質問は、市町における広域連携、そしてMICE、この2点について少し時間をかけて質問をさせていただきたいと思っています。県財政厳しい中で、仕組みの変更であるとか、あるいは経済の成長戦略、こういったところが重要だなという認識を持っておりまして、1番の市町における広域的な連携というのは、これは仕組みを変える部分だと思いますし、MICE誘致については当然、経済成長、成長戦略の一環であると認識をしています。そういった中で極めて重要な部分を占めるとしますので、今回この2点に絞って質問をさせていただきたい、こんなふうに思っています。

それでは、早速、市町における広域連携の動きについてお伺いをしたいと思います。

我が国では、今日見られるような人口減少が続けば、2060年には我が国の人口が約8700万人になると予測がされています。また、三重県においては総

人口が、平成19年の約187万3000人をピークに減少に転じ、28年10月1日現在の人口は約180万8000人となっています。このような人口減少社会において、それぞれの地域が住民の暮らしを守り、継続可能な地域社会を形成していくということが今まさに求められています。

そういった中で、従来からある動きとして定住自立圏構想、加えて、先日2月3日に、四日市市が主催をし、いなべ市、東員町、菰野町、朝日町、川越町の共催で広域連携促進シンポジウムが開催をされました。この動きは、総務省の連携中枢都市圏、この制度に基づいたものです。

こういった動きは、緩やかに連携することで圏域内の経済成長を牽引することであったりとか、都市機能の集積、強化を図る動きであると認識をしています。加えて、国の財政支援を得ようとする、こういった動きでもありますが、閉塞感のある基礎自治体においてますますこういった動きは加速をしてくる、こういうふうには私は認識をしています。

また、多様化する行政ニーズに対応するためには避けて通ることのできな道である、こんなふうにも認識をしているところであります。

ただ、これらの動きは広域連携という形ですが、こういった連携の動きが将来の市町における大合併という可能性も当然秘めているわけでありまして、そういった点については慎重に見ていく必要性は私はあると思っています。

広域的な連携にとどまっていればどのような枠組みで行っていただいても一定のメリットがあり、そのメリットのほうが私にははるかに大きいんだろうと思います。ただ、その連携が一たび合併の動きに転じた場合、その枠組みがどのようになっているかということについては、ある意味では慎重にならざるを得ないと、こんなふうにも思っています。

例えば、特定の地域内で1市を除いて広域的な連携の動きがあり、その連携の流れの中で合併の動きというのに発展をしたらどうなるのか。広域自治体である県としては1市だけがぼつんと残ってしまうような状況になり、必ずしも歓迎すべき状況ではないんじゃないか、こんなふうには思っています。

一方で、市町が主導して進めている動きに対して県が深くかかわっていく、

このようにしたらどうかというふうな形で深くかかわっていくということは、これは現実的ではないと思います。

では、一体どのようにすればいいか。

私は、こういった動きに対しては、勉強会等々を通じて個々の地域のあるべき姿というものを、県と各市町、あるいはその地域にお住まいの住民の皆さん、あるいは民間企業の皆さん、そういった幅広い皆さんで情報共有をしていくことが重要なんじゃないかなと、こんなふうに思っています。

こういった質問をさせていただくとおまえは一体どういう立場なんだというふうに言われるかと思しますので、最後に一言だけ申し上げておきますが、私は一番最初の一般質問で道州制についての質問をさせていただきました。それと同時に、市町における広域的な合併というのには賛成であるという立場も示させていただいたわけでありまして、その政治的な姿勢については従来と変わりがありませぬし、この広域的な連携というものは必ずしも否定をするものではないんですが、その動きが県として必ずしも望ましい状況に向かっていない、部分的につまみ食いをしたような形になってしまうといけないんじゃないかと、こういったところに大変な問題意識を持っているわけがあります。そのことを申し上げ、これらの動きに対して現在県としてどのように考えられているか、所見をお伺いしたいと思います。

〔服部 浩地域連携部長登壇〕

○地域連携部長（服部 浩） 市町における広域連携について県は現状をどういうふうに捉えているのかという御質問でございますのでお答えを申し上げます。

市町では、住民に最も身近な基礎自治体として住民生活に直結する事務を包括的に担っていただいております。県は、県と市町の地域づくり連携・協働協議会をはじめとする多くの場を通じまして、様々な分野で市町と協力して施策を推進しているところでございます。

市町間の広域連携につきましては、各市町が行政サービスを提供するに当たり、住民の福祉の向上とともに事務処理の効率化を図るため、相互に連携

して事務を処理する様々な仕組みが設けられております。

具体的には、その地域の実情であるとか各団体の実態に適した形で広域連携を可能にするため、一部事務組合、広域連合の設置、連携協約の締結、事務の委託といいました地方自治法に規定されている仕組みのほか、定住自立圏、議員から御紹介がございましたけれども、連携中枢都市圏等、法律に基づかないものなど多岐にわたっているところでございます。

県内におきましても、消防とか社会福祉施設に関します一部事務組合、ごみ処理、介護保険に関する広域連合などが各地域で設置をされ、活用されているところでございます。

例えば定住自立圏構想を例にとりますと、県内では、いなべ市、伊勢市、松阪市、伊賀市が中心市となって定住自立圏の形成に関する協定を締結し、近隣の市町が連携して定住の受け皿づくりが進められているところでございます。

県といたしましては、これらの構想を推進するに当たり、例えば、先ほど申し上げた県と市町の地域づくり連携・協働協議会、この地域会議において勉強会を開催するなど、これまでも市町の広域連携に向けた取組を支援してきたところでございます。

今後も市町が地域の実情に応じた広域連携に取り組むことは重要であると考えておりますので、各市町の具体的な動きを注視しつつ、必要に応じて勉強会の開催であるとか、情報提供、助言等の支援を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔7番 倉本崇弘議員登壇〕

○7番（倉本崇弘） 御答弁ありがとうございます。

広域連携にしても広域合併にしても市町主導の動きでありますから、それに対して県が強くなるというのというのは難しいというふうには私も認識をしておりますし、それは御答弁のとおりであると思っております。

ただ、特に広域的な連携の動きの中で、個々の基礎自治体にとっては、連

携することによって行政効率が上がるとか、メリットが大きいのかかもしれませんが、地域全体として見た場合、必ずしもその動きが地域としては望ましい形ではないというケースも十分考えられると思います。特に、市町にはそれぞれ首長、市長、町長がおられるわけでありまして、中心的な役割をどこの基礎自治体が果たすかという部分で枠組みが決まってしまうんじゃないかと、こういった危惧もあるわけでありまして。私はその部分が一番この広域連携の動きの中で気になる場所なんですけど、そのあたりについてはどうしてお考えでしょうか。

○**地域連携部長（服部 浩）** 議員のおっしゃったように、いろいろ各地域に応じた実情があるかと思いますが。今申し上げたようないろんな広域連携の仕組みの中ではある程度、中核市的な規模を想定しているような枠組みであるとか、あるいは人口5万人以上の都市を念頭に置いた定住自立圏とか、そういったところで一定の枠組みというのは確かに準備をされておりますけれども、個々どういう組み合わせで広域連携を進めていくのかについては、やはりそれぞれの団体のメリットであるとか、そういったことを十分考えながら枠組みはつくられていくものというふうに考えておりますので、県としてはそういう動きは十分考えながら中にも入らせていただいて、一緒にそういうものを考えていくというスタンスで臨みたいというふうに考えております。

〔7番 倉本崇弘議員登壇〕

○**7番（倉本崇弘）** ありがとうございます。

その点については私もまさにそのとおりでなと思います。

県のかかわりという部分でもう1点お伺いをしたいと思うんですが、例えば勉強会等々で、住民の皆さんも含めて、強制をするような感じではなく、一つのケースとしているような形が考えられるよねという中で、どういう方を呼ぶかによって方向性というのはある程度決まってくるんでしょうけど、いろんな、多様な意見の一つとしてその地域に対して情報を落としていくとか、そういったかかわり方についてはどのようにお考えでしょうか。

○**地域連携部長（服部 浩）** それぞれ団体の中で、例えば勉強会を開くにつ

いても、どういうところへ声をかけるのか、どういった方を呼ばれるのか、その中での議題、例えば産業連携の話であるとか、あるいは一般的な市町の話であるとか、そういったものによっても随分変わってくると思いますので、例えばそういう中でどういう方がふさわしいのかとか、そういったことについては今までも御相談にも乗っていると思いますので、そこはその中の議題といたしますか、そういったものにも応じて県としてはいろんな助言等支援をしてみたいというふうに考えております。

〔7番 倉本崇弘議員登壇〕

○7番（倉本崇弘） ありがとうございます。

ぜひそういった助言等々を通じて、必ずしも政治的な動きというか、主導権争いのような、そんな感じのことにはならないようにぜひ、何と表現すればいいか、ちょっとはつきりしないんですが、注視をして協力をしていただきたいなど、こんなふうに思います。

それでは、次に、MICE誘致の今後についてお伺いをしたいと思います。

MICE誘致については御承知のとおりポストサミットの中心的な事業であると私も認識をしています。今年度、担当職員の配置に加え、三重県海外MICE誘致促進補助金の創設に取り組んでいただくなど、一定の成果を上げてきている、このように思います。

ただ、ポストサミットの経済波及効果については県民の皆さんは大変大きな期待を持っており、残念なことに、現状のところ、県民の皆さんが期待をする水準には達していないというのが率直なところではないでしょうか。

代表質問の答弁の中にもありましたように、MICE誘致はポストサミット事業の中では、比較的ほかの事業が地域限定的にある意味ではなりがちな部分もあるわけでありますが、MICE誘致に関しては全県的に比較的広がりやすい事業であると私は認識をしています。このポストサミットの取組の結果は県民の皆さんには残念ながら現状のところなかなか見えておらず、全県的な広がりがないという御指摘をかなり頂戴しているわけでありますが、一方で、そういった御指摘をいただくということは、大変期待をしていただ

いている、その裏返しでもあると思いますので、そういった点ではこのMICE誘致にさらに注力をしてもらう必要があると私は思っています。

そこで、現在の推進体制を見てみると、県が主導をしていただいておりますが、最終的にこの形でいくのが私はあるべき姿なのかなというふうに考えたとき、必ずしもそうではないんだらうと思います。もっと市町であったりとか、先ほどの質問にも少しかかわってきますが、広域的な連携の中で誘致体制を確立してもらって、市町が主導的な役割を果たしていただくということが私は重要じゃないかなと、こんなふうに思います。そういった中で県は一步やや下がった形で後方支援的な部分をしっかりとやっていただくことが将来にわたっては大変重要なのかなと思います。

ただ、そうは思いながらも、今のところ市町において十分なそういった体制ができ上がっているかといえば、必ずしもそうではないわけでありまして、その体制づくりを県がしっかりと現状においては主導をしながらサポートしていくということが重要だらうと思います。職員体制も含めて市町の体制が十分整う、こういった準備をこの数年の間に私は整えていく必要があると思います。

また、加えて、このMICE誘致というのは行政だけではなく民間事業者の理解、協力というものを得ることが重要なんだらうと思いますが、ただ、現状において民間事業者の皆さんが大変意識が高まっているかといったら、まだそこまでは行っていないんだらうと思います。そういった部分をしっかりと今後啓発してもらって、県がある程度引いても、民間事業者であったり各市町が主導をする形でしっかりと取組が行われているような状況づくり、環境づくりというものを今後しっかりとしていただく必要があると思います。そういった環境がしっかりと整備をできれば、やや県が後ろに下がって、現在もやっていただいている補助金であったりとか、あるいは最初の窓口であったりとか総合調整、こういった部分にとどめて、誘致の主役というものが市町に変わっていくんじゃないかなと思います。

現在のところは、とにかく1件でも多く三重県に誘致をという姿勢で取り

組んでいただいていると思いますので、この点では大きく問題がないと思いますが、一定誘致がうまくいき出すと各県内の市町間でも競争が私は生じてくると思います。しかも、県内のいろいろなM I C E誘致が可能な地域についても特徴があるわけでありまして、どこがベストの地域であるということをお県としてここがと推していくということはなかなか難しいと私は思います。そういった状況の中で、県内で切磋琢磨をしてもらって競争をしてもらう、こういった環境をしっかりと整備していくことが、今、県に求められているのではないかと、こんなふうに思います。

そこで、このM I C E誘致の今後について、県の考え方をお示しいただければと思います。

〔水島 徹雇用経済部観光局長登壇〕

○雇用経済部観光局長（水島 徹） M I C E誘致の今後の方向性といいますか、そういったところについて御質問をいただきましたのでお答えさせていただきます。

世界最高峰の国際会議である伊勢志摩サミット開催の経験と、欧米を中心に世界中に本県の知名度が高まったチャンスを生かし、国際会議等のM I C E誘致を本県のインバウンドにおける新たな市場として確立させるため、本年度から専任の誘致担当者を配置し、積極的に取組を始めているところでございます。

具体的には、昨年6月に三重県国際会議等M I C E誘致・開催取組方針を策定し、大学関係者等の国際会議主催者に対し、宿泊施設に関する情報提供や会議会場との調整などの支援を行っております。

また、三重県海外M I C E誘致促進補助金の受け付けを7月から開始いたしました。9月には補助金を活用した第1号となる会議が志摩市で、また、本年1月には第2号となる会議が津市で開催されたところでございます。さらに、11月には三重大学との間で、県内への国際会議の誘致を促進する協定書を締結いたしました。

こうした取組の結果、平成28年の国際会議開催件数は、目標値の4件を上

回る17件となっております。

MICEの誘致体制につきましては、現状では各市町において積極的に取組を行っている状況にはないことから、まずは県が主導しつつ、市町とも連携して誘致を行っているところでございます。

地域の強みをよく知る市町や地域のDMOなどが積極的に誘致に取り組んでいただくということはMICE誘致の望ましい姿であると考えておりました、そのような体制づくりを県としても積極的に支援してまいりたいと、このように考えております。

一方、MICE誘致では地域間の連携した取組というのも必要となってまいります。例えば、誘致対象となる国際会議の規模や内容、主催者の意向に応じて、県内各地の会議場、宿泊施設、その他観光資源を組み合わせ、魅力的で多様な選択肢を提案することで誘致の可能性が高まってまいります。また、主催者からの様々な問い合わせなどにワンストップで対応することも求められております。

そこで、県内各地で市町や地域が積極的にMICEを誘致する体制が整えられるとともに、県もしくは将来の全県DMOなどの広域組織においても地域の誘致体制としっかり連携して誘致に取り組むことで、全国の中で三重県が優位に立てるものと考えております。

また、民間事業者の意識の高まりについても御指摘をいただきました。こういったものに関しまして、MICE誘致セミナーなどを開催して啓発を行うとともに、実際にMICE誘致に成功する実績を上げるということで民間事業者の方の意識というものも高まってくると、このように考えておるところでございます。

〔7番 倉本崇弘議員登壇〕

○7番（倉本崇弘） 御答弁ありがとうございます。

体制づくり、しっかりと支援をしていただけるというお話でしたので大変安心をしました。

そこで1点お伺いをしたいんですが、どれぐらいをめどに市町にしっかり

と体制をつくって県としては少し引けるような環境をつくろうと思われていますか。そのあたり、ちょっとお示しをいただければと思います。

○雇用経済部観光局長（水島 徹） できるだけ早い段階で各市町にそういった体制ができるというのが望ましいとは思っておりますけれども、そのあたりはそれぞれの市町の御判断といたしますか、力の入れるところというのもあると思いますので、県としてはできるだけ早くとしかお答えできないかなというふうに思っております。

〔7番 倉本崇弘議員登壇〕

○7番（倉本崇弘） ありがとうございます。

数年でというふうなことだろうと勝手に解釈をさせていただきたいと思えます。

少し時間もありますので、このM I C E誘致についてはこれからの取組、これからますます加速をしてもらわなければならない取組であると思えますし、現状において、必ずしも多くの市町がM I C E誘致に対する補助金を県とは別に持っているわけではないんですね。ただ、最初の時点では、私も聞いたら、県の補助金と各市町が持っている補助金の中には二つ同時には使えないという補助金があったようにたしか記憶をしています。その点はお聞きをしたら解消をされたというふうに聞いていますので、これは方向性としては大変いい方向だなと思いますが、他県の状況なんかを見てみると、県の補助金と市町の補助金、両方使える例というのが非常に多いと思います。

今後、県がしっかりと推進をしていく中で、ほかの市町でもこういった補助金をうちもぜひやっていきたいところが出てくるかもしれませんので、そういった際には両方がうまく使えるような形でやっていただきたいというのが1点と。

あと、もう1点要望として申し上げさせていただきたいんですが、現状M I C E誘致の補助金をつくっていただいたというのはM I C E誘致を進めていく上で大変重要な役割を果たしていると思いますが、それと同時に、県内の、特に宿泊施設は市街地から離れている例が意外と多いと思います。

そうなってくると、地域に落ちていくお金という意味、経済発展という意味では、経済効果という意味では、なかなかお金が落ちにくい、宿泊所になったところは潤うけれどもその周辺はなかなかという部分もあると思いますので、そのあたりはまさにこれから取り組んでいただく市町との役割分担の中で、場合によっては、うちの市は宿泊施設と飲食店のある場所が少し離れているのでそこをどうするか、例えば補助金の制度をつくってもらえば、そういった移動のための手段としても使えますよとか、そういったところも、県のほうが当然先行してMICE誘致に取り組んでいただいているわけですから、どうすればその地域にとって最大限のメリットを発揮できるかというノウハウは持ち合わせていると思いますので、その辺の情報提供もしっかりしてもらいながら、地域にとって、県内全域にとってよりよい形での制度というか推進を進めていただいて、最終的には市町に役割を一部委ねていくような形にぜひやっていただければと思います。

そのことを申し上げまして私の質問を、少し時間はありますが終わりたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○議長（中村進一） 26番 後藤健一議員。

〔26番 後藤健一議員登壇・拍手〕

○26番（後藤健一） 皆さん、おはようございます。松阪市選出、新政みえの後藤健一でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきますと思います。

まず、一つ目の質問でございます。トランプ氏のアメリカ合衆国大統領就任についてであります。

御案内のようにトランプ氏が大統領選挙に勝利し、この1月20日、第45代アメリカ合衆国大統領に就任されました。当初から、大統領がどのようなカードをどのように切り出してくるのか全く予測ができず、不透明だと言われておりました。就任後1カ月余りということですが、大統領令を連発し、今やメディア、そして、また、司法とも対立をしている状況でございます。今日も核兵器を増強するんだというようなニュースもございました。

日本に関しても、T P Pからの離脱をはじめ、自動車産業への揺さぶり、そして為替の操作など攻撃の矛先を向けてきています。株価、そして、また、円は敏感に反応しているという状況ですし、最近では今春闘の賃上げ水準にまで影響を与えていると言われていたところでございます。そして、幾つかの国がトランプ氏の主張に対して批判を向けている中、安倍総理は就任前から会われておりますし、また、就任後いち早く訪米し、日米2国間というよりお互いの親密さを強く演出され、評価も上がっていますし、現実には支持率も上がっているという状況でございます。

こうした中で今後、アメリカと日本との間での貿易でございますが2国間協議を進め、まさにアメリカ第一主義、保護貿易主義の方向に進んでいくのではないかと懸念されております。

三重県内には、ホンダはもちろん自動車産業関連の企業も多く、直近では、まさに昨日でございますけれども、世界最大手の自動車プレス部品メーカーであるスペインのゲスタンプ社の完全子会社が松阪市に国内初となる工場の建設進出も決まりました。知事も出席され、かなり興奮されたというようなことでございます。

T P Pからアメリカが離脱する中で、今後農産物や畜産物などへの影響もどうなっていくのか心配です。知事提案説明の中でも、幾つかの海外の動きの中で、トランプ大統領就任などが日本の外交や経済に大きくかわり、県民生活にも少なからず影響を及ぼすと考えており注視していく必要があるというふうに発言されております。

そこで、このトランプ氏の大統領就任を受けて、三重県経済、また、県民生活に対してどのような影響が出てくるのか、県民も大変気がかりであります。ぜひとも情報量の多い知事でございます。現時点での御所見をお伺いしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） トランプ大統領就任についての所見ということで申し述べます。

経済をはじめ様々な分野で世界をリードするアメリカ合衆国のトップとして、トランプ大統領には世界経済のさらなる発展や世界平和の確立に向けて、他国と連携協調しながら政策を進めていただくことを期待しています。

就任後1カ月であり、まだ具体的な政策が見えにくい状況ではありますが、あえて言えば、三重県知事としてはトランプ大統領就任による県内経済への影響が気になるところであります。TPPから離脱する大統領令に署名されるなど、これまでの方向を転換し企業の経済活動等に変化をもたらす可能性があります。

自動車産業をはじめ県内の主要産業はアメリカと密接な貿易関係にあり、製品等を輸出している県内企業も多く、新たな通商、経済政策やそれに伴う為替相場の変動などにより、県内の経済、産業は影響を受ける可能性があります。また、TPPにかえて、今後、日本とアメリカの間で貿易や投資に関する2国間の枠組みについて議論が始められる見通しです。その結果いかんによっては、農業をはじめ幅広い分野に影響が及ぶ可能性もゼロではないと思います。

こうした中で、今月10日に行われた日米首脳会談において、両国首脳が日米同盟及び経済関係を一層強化するための強い決意を確認されたことは大きな意義があると思います。今後、その共同声明に基づき様々な協議が進められますが、日米両国の発展につながる建設的な議論を期待するところであります。

いずれにしましても、心配ばかりしていたり悲観ばかりしていても仕方ありませんので、県としましてはトランプ大統領の政策やそれに対する政府の対応を注視するとともに、中小企業、小規模企業や1次産業の基盤強化にしっかり取り組んでいくということが大事であると思います。

〔26番 後藤健一議員登壇〕

○26番（後藤健一） 確かにどうなっていくのか全く予測できないということでございますけれども、知事には先ほど御答弁にございましたように、しっかりと三重県経済を支えていく、そういう方向で取り組んでいただきたい。

今のお言葉をいただきまして、若干県民も安心しているのではないかなというふうに思っているところでございます。

私は、アメリカ合衆国は、建国の精神といえますが、自由、平等、博愛、そして世界の民主主義の旗手であったはずで、内向き、自国中心主義はいずれ行き詰まってくるのではないかと考えております。日本もアメリカ追随の外交でなく、しっかりと主張すべきところは主張すべきだと考えております。

それでは、次の質問に移ります。

誰もが平和に暮らせる社会の実現に向けてということでございます。ここでは県の平和行政の取組について聞かせていただきたいと思います。一昨日の北川県議会議員の代表質問や、また、議案質疑でも取り上げられた平和の問題でございます。重なるところが出てくるかもしれませんが、よろしくお願いをしたいと思います。

これまででも、知事の平和に対する認識や県の平和行政等について聞かせていただいてきました。平和であることが全ての社会活動の大前提だと私は訴えてきたところでございます。そのためにも、日本国憲法、とりわけ憲法第9条を変えてはいけない、九条の会の一員としても活動してきたところでございます。

私自身、地方議会議員の1人であります。憲法第99条には憲法尊重擁護の義務がうたわれております。「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」であります。このように、憲法は国民を縛るものではなく、時の権力者を縛るためにあります。政治家は憲法を守らなければなりません。今、安倍政権のもとで、憲法を変えようという動きが強まっています。憲法を守るべき政治家が、国民から強い要望もない中、憲法を変えたいというのは間違っているのではないのでしょうか。憲法に反する政治をすることは、まさに立憲主義に反することだと考えております。

憲法や平和についてこのような状況の中で、今回、平成29年度の県政の大きな取組の一つとして、伊勢志摩サミットの成果で三重の活力アップ、その

中に、ポストサミットであります。サミットを一過性にしない全体的な取組ということでございます。サミットについてはちょっと、どこへ行ってもよかったねという声が聞こえてこない、いささか寂しい気がしております。

そのサミットの成果として知事のほうから、三重県が平和を希求し、多様性を寛容に受け入れてきた地であることを世界に強く印象づけたと発言されております。昨年の11月27日には伊勢志摩サミット三重県民宣言が出されました。その中の一つに、安全・安心な社会をつくりながら、平和を強く希求してまいりますと書かれております。宣言されておるわけでございます。

さらに、1月10日には平和について考えるトークセッションが伊勢市で開催され、私も聞かせていただきました。とりわけ鈴木知事、湯崎広島県知事、そして、中高生、大学生のトークセッションでございますけれども、中高生の学生もしっかりと自分の体験から平和について考えを述べ、真剣に考えているということが伝わってきました。特に、湯崎広島県知事の発言でございます。今、平和だからサミットができる、核兵器を廃絶し世界の恒久平和を目指す、核兵器の非人道性、そして、人間の力でなくすことができるなどの発言は、大変重いというふうに感じました。

こうした状況の中で、平和を強く希求していくという言葉を具現化するものとして、金額は150万円というようなことでございますけれども平和発信事業に取り組まれるということについては、一定評価もし、期待もするものでございます。

そこで、これまでの県の平和行政の取組について、また、今後どう進めていこうと考えてみえるのか、聞かせていただきたいと思っております。

〔西城昭二戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（西城昭二） 平和行政の取組につきまして、これまでの取組、今後の進め方についてお答えをいたします。

県では、戦争の悲惨な実態とその教訓を風化させることなく、平和の尊さを次世代に語り継いでいくための取組を進めてまいりました。これまで、戦後50周年から10年ごとの節目の都度、記念事業を実施してまいりまして、戦

後50周年記念事業の際には、広く県民の皆様から募集した体験文を『21世紀への伝言 111人の三重のかたりべたち』として発刊し、市町村、図書館のほか、若い世代の方々にも読んでいただけますよう県内の学校に配付をいたしました。

また、戦後60周年記念事業では、その体験文集から選びました10編を朗読し、CDに収録し、県内の図書館に配付をするとともに、戦争資料に関する展示パネルを作成し、県による平和に関するパネル展の開催などにおいて活用してまいりました。

さらに、昨年度の戦後70周年記念事業では、戦後生まれの方が県民の8割を超えるといった状況の中で、最も必要なことは、平和の尊さ、大切さを次世代に語り継ぐことであるとの思いで事業を企画、実施いたしました。具体的には、毎年三重県が主催をしております戦没者追悼式にあわせまして、高校生をはじめ幅広い世代に御参加いただく集いを開催いたしましたほか、全国の戦没者追悼式に戦没者遺族であります子どもの皆様を代表団として派遣いたしました。また、県総合博物館における平和展の開催、あるいは、戦争体験者の方々の証言を映像記録として保存するアーカイブを作成し活用するなど、若い世代をはじめとした多くの県民の皆様に、平和の尊さ、大切さを考えていただく機会づくりに取り組みました。

子ども代表団の派遣につきましては、今年度も引き続き実施いたしますとともに、これまでに作成した体験文の朗読CDや展示パネル、あるいは戦争体験談のDVDにつきましては、市町等への貸し出しのほか、小学校での平和学習にも活用されているところでございます。

今年度、子ども代表団として全国戦没者追悼式に参加した中学生からは、今回の代表団をきっかけに、大人になったら曾祖父が亡くなったフィリピンのルソン島へ祖母を連れていくのが目標となりましたといった感想も聞かれました。

こうした取組に加えまして、先ほど議員からも御紹介いただきましたように昨年開催されました伊勢志摩サミットでは各国首脳から平和のメッセージ

が発信され、さらに、当時の米国オバマ大統領の広島訪問の実現にもつながるなど、三重から平和が発信される機会となりました。

そうしたことも受けまして、今年1月には、広島県、三重県の両県知事と、県内の中学生、高校生、大学生によるトークセッションも開催をさせていただいたところでございます。

今後でございますけれども、昨年11月に発表されました伊勢志摩サミット三重県民宣言におきまして、四つの決意の一つとして平和を強く希求していくことが盛り込まれましたことも踏まえまして、平和啓発の取組を継続いたしますとともに、来年度、今年の夏を想定しておりますけれども、平和のつどい（仮称）を開催することなど、三重からの平和の発信や、次世代に平和の尊さ、大切さを語り継ぐことを意識した取組を進めてまいりたいと考えております。

〔26番 後藤健一議員登壇〕

○26番（後藤健一） 御答弁いただきました。

これまでも節目ごとに様々な取組をしていただいているということ、昨年も県総合博物館での展示、これは私も見させていただきました。子どものそういった追悼式への派遣等もされているところでございます。

これまで、平和を希求する様々な団体から県の平和行政に対して要請活動がされております。今回、今年度も子どもをそういった戦没者追悼式に派遣するというところでございますが、追悼式もさることながら、オバマ前アメリカ合衆国大統領も広島へ行かれましたが、何よりも8月6日、9日、広島平和記念式典、あるいは長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典、そういった現地へ子どもたちを派遣することこそ大事なことではないかと思うわけでございます。

そして、また、今回の伊勢志摩サミット三重県民宣言を機会に、市町村会との連携をして、平和に関する様々な啓発事業に取り組んでいかれてはいかがでしょうか。岡野県議会議員からも指摘がございました。私も、戦時中の暮らしや風景、生活用品、戦時中の遺構など、戦争を語り継ぐための貴重な

資料として、県が収集、保管、維持をし、展示保存する必要があるというふうに考えております。そういった総合的な常設展示ができて、子どもたちの平和学習の場としても使える施設、例えば、愛知県にはピースあいち、これは民間の施設でございますけれども、ございます。そういった施設が必要だと思いますが、いかがでしょうか、県としての考えを聞かせていただきたいと思ひます。

○**戦略企画部長（西城昭二）** 平和祈念館のような啓発施設は、過去の歴史に学び、平和の尊さについて考え、次世代に引き継いでいくための拠点として大変意義があると思われまひます。しかしながら、これまで同様のお尋ねにもお答えしてまいりましたように、そうした施設を県が新たに設置することは困難であるというふうに考えております。

県といたしましては、ホームページ上におきまして、関係者、関係団体の御協力のもと、戦争遺跡や遺品などを写真つきで紹介する三重県戦争資料館の運営や、先ほど申し上げました戦争体験談アーカイブの公開などに取り組んでるところでございます。

加えまして、県総合博物館におけるワークショップ、平和展の開催、そうしたことをこれからも引き続き進めまして、県民の皆様への平和への意識と理解が深まるよう取り組んでまいりたいと考えております。

〔26番 後藤健一議員登壇〕

○**26番（後藤健一）** なかなか厳しい御答弁だったと思ひます。

こういった県行政の取組、まさにサミット平和宣言ということでございまして、やはりこういった平和に関する事業を一過性に終わらせることなく続けていていただきたい、そのことを最後に要望させていただきたいと思ひます。

次の質問に移らせていただきます。

安心・安全に暮らせる社会の実現に向けてということで、二つの項目について質問させていただきます。一つは特殊詐欺についてであります。もう一つは成年後見制度についてであります。

日本はまさに高齢社会でございます。高齢者の年齢を何歳からにするのかということが話題になっていますが、それだけ多いということだろうというふうに思います。また、一昔前に比べますと、70歳を超えてもまだまだ元気いっぱいの方が多ということでもあります。高齢者の方がどんどん増えてきますとそれだけ認知症の方も増えてくるのも事実でございます。

よく言われる2025年問題があります。団塊の世代が75歳を迎えます。2010年と2025年を比較したデータでは、人口が740万人も減る一方で75歳以上の方が772万人も増える、そして総人口の18%を占めるというふうに予想されております。大変なことです。もちろん三重県も同様でございます。こうした状況の中で、三重県でも認知症の方が増えてくるのは当然でございます。

そこで、社会的に弱い立場に置かれている高齢者の方が被害に遭うことの多い特殊詐欺について質問させていただきたいと思います。

これまでも被害防止に向けて様々な取組をしていただいております。しかしながら、被害額は横ばいになってきておりますが、件数は増加の一方です。ちなみに、平成28年度全国では1万4000件を超え、400億円を超える被害額です。三重県でも、164件、5億2000万円近くの被害額ということになっております。被害に遭われる方の年齢は平均で67歳、65歳以上の方が7割を占めると言われています。孫のために、そして、また、老後のためにと蓄えたお金を、孫や息子と名乗る人にだまされ、かすめ取られるわけです。こんな悲しいことはありません。

来年度予算1660万円ほどで取り組まれるということでございますが、特殊詐欺についての現状と課題、そしてどのように防止しようとしていくのか、これからの取組について聞かせていただきたいと思います。

〔森元良幸警察本部長登壇〕

○警察本部長（森元良幸） 特殊詐欺被害の現状と対策につきましてお答え申し上げます。

三重県における平成28年中の特殊詐欺の被害状況でございますが、認知件数が164件、被害額が約5億1960万円でありまして、前年と比べて被害額こ

そ減少いたしました。件数は約30%も増加するなど、大変厳しい状況となっております。

昨年中の被害状況を見てみますと、高齢者の割合ですが、後藤議員御指摘のとおり全体の70%以上を占めております。中でもオレオレ詐欺と還付金等詐欺は90%以上と極めて高い数値となっております。高齢者を中心とする対策を推進する必要があると認識をしております。

県警察では現在、3本柱の施策、すなわち、一つ目として、県民の警戒心、抵抗力を向上させるための防犯指導や広報啓発の推進、二つ目として、被害に遭わないための環境整備の促進、それから、三つ目として、金融機関等と連携した水際対策の強化を推進しております。

具体的に申し上げますと、一つ目の施策の例といたしましては、お孫さんからのメッセージカードによる注意喚起ですとか、老人クラブなどにおけます講話等の高齢者を中心とした広報啓発活動の推進、二つ目の施策の例といたしましては、電話の発信者に対しまして通話を録音するとの警告メッセージを流しまして犯人からの詐欺電話を撃退する自動通話録音警告機の貸与事業の実施、それから、三つ目の例として、金融機関等の窓口における声かけを円滑に進めるための支援物品、例えば声かけマニュアルDVDですとか声かけ支援ボード、これらの配付など、各種対策に鋭意取り組んでいるところでございます。

また、来年度におきましては、新たな取組といたしまして、高齢者の方々に対しまして特殊詐欺への注意喚起を呼びかけまして被害の未然防止を図るコールセンター事業を計画しております。

県警察といたしましては、今後も被害を1件でも減少させるべく各種対策に力を入れてまいりたいと考えております。よろしくごお願い申し上げます。

〔26番 後藤健一議員登壇〕

○26番（後藤健一） 御答弁いただきました。

本当に件数が減らないということで、私も大変心配をしております。ぜひとも1件でも減らすように、様々な取組をしていただいておりますが、さら

にさらに頑張っていたきたいなという気持ちでいっぱいでございます。

私もこの詐欺被害に遭われた方から相談を受けたことがございます。松阪警察署にも行きました。たまたまといいますか、うまく犯人が捕まりまして、毎年お礼のはがきをいただいております。（現物を示す）そのはがきの中に毎回同じようなことを書いていただいて送っていただくわけですが、恥ずかしい、私の不注意で振り込め詐欺に遭いという言葉が必ず書かれているわけでございます。この言葉のとおりでございまして、これからも、だまされたほうが悪いのではなくだますほうが悪い、しっかりと高齢者の安心・安全のために取り組んでいただきますようお願いしておきたいと思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきたいと思います。成年後見制度についてであります。

先ほども触れましたが、認知症の方が高齢者の方の増加に比例して増えてくるわけでございます。こういった数字もでございます。65歳以上では7人に1人、軽度認知症の方を合わせますと4人に1人という数字であります。このような状況の中で、判断力の不十分な人、認知症の方や知的障がいや精神障がいのある方などの権利と生活を守る、それが成年後見制度であります。

2000年に、平成12年に始まったこの制度でございます。17年が経過してきているわけで、今、成年後見制度に対するニーズがどんどんと高まってきていると、そういう状況になってきております。

その後見人を、弁護士や司法書士、さらには社会福祉士などの専門職の人だけに託す、担うのは、これからは不可能です。しかも、そういった専門職の方には月平均2万円もの負担が必要、お願いした人が支払うということになります。そこで、今、ボランティア精神を持った一般市民が後見人となる市民後見、さらには、社会福祉協議会やNPOなどが後見人となる法人後見が必要と言われてきています。

松阪市でも市民後見を広める活動をしているグループの方からこのような冊子をいただきました。（現物を示す）あなたのまちの市民後見人、市民後見、法人後見について知ってもらうためにと、こういう冊子でございます。

これを自分たちでつくって啓発活動を続けていただいているわけでございます。

市民後見の最大のメリットは、本人と同じ目線で後見活動ができるということ、つまり、最も大切な身上監護に力を注ぐことができるということです。小まめに本人のもとを訪問し、本人の意思を尊重し、本人の立場に立って考えることができるということです。

しかしながら、市民後見人となることは大変難しいのが現実です。何も特別な資格を必要とするわけではありませんが、2015年、家庭裁判所が選任した市民後見人は全国でわずか224件、0.64%にすぎません。そこで、国のほうで2016年3月、成年後見制度の利用促進を図る議員立法が成立いたしました。研修を受けた市民後見人の育成と活用を図ることで、人材を十分に確保することが明記されたのでした。政府には必要な法整備や財政上の手当てを講ずることを義務づけ、自治体には地域の特性に応じた施策づくりと実施を求めています。特に都道府県の講ずる措置として、市町村が講ずる措置を推進するため、各市町村の区域を越えた広域的な見地から、成年後見人などとなる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとなっております。

そこで、県の現状認識と市町への支援、援助についてどのように取り組まれているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

〔伊藤 隆健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（伊藤 隆） 成年後見制度の活用について御質問をいただきました。

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方について、家庭裁判所が親族などの申し立てにより成年後見人等を選任することで、契約や財産管理などの法律行為を行う際に本人を支援する制度であり、認知症高齢者等が増加するなどの中、今後ますます重要になってくるというふうに考えております。

このため県では、地域において成年後見制度が活用され、必要な人に適切

に支援が行われるよう、市町の事業や体制整備に対する支援、これを行っております。

まず、成年後見制度の申し立てに要する経費や後見人の報酬等、これにつきまして、市町が低所得者や障がい者に助成する成年後見制度利用促進事業、これに対しまして、県では介護保険制度や障害福祉制度、この枠組みの中で市町に対する補助を行っているということでございます。

それから、申し立てをすべき親族等がない場合、この場合には市町村長が申し立てをできる、そういう仕組みになっておりますが、県では支援が必要な人に適切に制度が利用されるよう、成年後見人制度利用推進に向けまして、関係団体とも協議をしましてまいりました。そうした検討も踏まえまして、市町の担当職員などを対象といたしました申し立て事務などの研修を平成25年度から実施しておりまして、今年度も51名の市町職員とか社会福祉協議会の職員に受講していただいたということでございます。

さらに、成年後見人につきましては、議員からも御紹介がございましたけれども、親族のほか、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職の就任、これが一般的でございますけれども、親族がない場合や、あるいは本人に多額の財産がなく紛争性もないと、そういった場合には、市民が報酬を前提としないボランティアで就任していただく市民後見人の活用というのが考えられるということでございます。

市民後見人は、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者が増加する中で、市民感覚を生かしたきめ細かい後見活動ができると、そういった人材として重要であるというふうに考えておりますけれども、一方で、選任されるためには、生活等の見守りや施設入所のための手続など、一定の知識や技術、あるいは社会規範や倫理性、これを身につけていただく必要があるということがございます。このため、県では、市民後見人の養成研修を実施していただきます市町に対し、費用を補助しております。今年度も1市がこの補助金を利用して研修を実施しているということでございます。

こうした中で、議員からも御紹介がございましたけれども、昨年5月、成

年後見制度が十分に利用されていないと、そういった実態に鑑みまして、成年後見制度利用の促進に関する法律、これが施行されました。現在、国のほうにおきまして、成年後見制度利用促進基本計画の策定が進められております。そうしたことでございますので、県といたしましてはこの動向も踏まえながら、引き続き研修会の開催、市民後見人の養成に関する支援など、広域的な観点から家庭裁判所や専門職団体等とも連携いたしまして、制度が利用しやすい環境づくり、これに努めていきたいというふうに思っております。

〔26番 後藤健一議員登壇〕

○26番（後藤健一） 御答弁いただきました。

県としての市町への支援、いろいろ今聞かせていただいたところでございます。その市民後見人でございますけれども、県内では伊賀市のほうで市民後見人が選任されております。また、桑名市のほうでも講座を開設し、市民後見人を養成しようとしております。県には、実施主体が市町だからと市町任せでなく、ぜひとも県が主体的にもっともっと各市町と連携をとって、市民後見人や法人後見人を広げていただきたいというふうに思っております。

市民後見人が増え、本人の意思決定が尊重され、本人と市民後見人、お互いがお互いに支え合い、ともに輝き合える、まさに共生の社会を実現したいと願っております。そのためにもぜひ県が支援、援助に強く取り組んでいただくことを要望しておきたいと思っております。

次の質問に移ります。

ここでは、スポーツの振興に向けてということで、第76回国民体育大会三重とこわか国体、そして、第21回全国障害者スポーツ大会三重とこわか大会について質問いたします。

本年度、スポーツイヤー・元年と銘打って来年度予算が編成されているわけでございます。御案内のように、平成30年にはインターハイ、そして、32年には全中、全国中学校体育大会、そして、33年の国体、全国障害者スポーツ大会というふうに続きます。もちろん平成32年にはオリンピックということでございます。まさに、スポーツ大会の幕あけの年に当たるということで

ございましょう。国体のほうは既に、正式競技、18市町で37競技が、特別競技で3市1競技、公開競技で5市町5競技が決まっております。平成29年度の予算でも、三重交通Gスポーツの杜伊勢陸上競技場や県営ライフル射撃場の整備を含めて、60億円を超える予算が上げられているわけでございます。

そこで、この国民体育大会三重とこわか国体の施設整備の状況、基本的な考えとあわせて、進捗状況、課題、そして進め方について聞かせていただきたいと思っております。とりわけ、三重とこわか国体の開会式が予定されております三重交通Gスポーツの杜伊勢陸上競技場が、今年10月下旬にも供用開始とのことでございます。どのような特徴を持った施設になるのかについてもお聞かせ願いたいと思っております。

〔村木輝行地域連携部スポーツ推進局長登壇〕

○地域連携部スポーツ推進局長（村木輝行） 県営スポーツ施設等についての御質問でございますので御答弁をさせていただきます。

本県の県営スポーツ施設につきましては、いずれの施設も整備から長い期間が経過をいたしまして、老朽化が進んでいるといった状況でございます。そのため、緊急性や優先度を判断しつつ維持補修に取り組むなど、利用しやすい施設の整備に努めておるところでございます。

そのような中でも、競技規則の変更により施設基準を満たさなくなりました三重交通Gスポーツの杜伊勢陸上競技場につきましては、インターハイ、そして三重とこわか国体に向け大規模改修を行っておるところでございます。この工事につきましては現在順調に進んでおりまして、本年10月下旬の供用を目指しておるといったところでございます。

この施設の特徴でございますが、改修後につきましてはメインスタンドの観客席が全席屋根つきの7000席となるほか、日没後の使用にも対応できるよう夜間照明を整備するなど、快適性、利便性の向上を図っておるところでございます。また、エレベーターを整備するなど、バリアフリーにも配慮した施設となると、そういったところでございます。

今後とも、県営スポーツ施設につきましては、県民の皆さんに幅広く御利

用いただけるよう必要な整備を進めるとともに、適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔26番 後藤健一議員登壇〕

○26番（後藤健一） 御答弁いただきました。

県営施設については県のほうでやっていくということでございます。

松阪市ではアーチェリー、多気町と松阪市でカヌー、これは正式競技です。特別競技で高等学校の軟式野球、そして、公開競技のゲートボールということで聞かせていただいております。特に軟式野球の会場の一つとなっているのが、まさに県営という名のつく県営松阪野球場でございます。

この県営松阪野球場については、既に議会でも取り上げていただきました。今、その方が市長になられております。県営というには少し情けないというか余りにも情けないという状況でございます。私も何度となく行かせていただきました。既にこれまでも、芝の張りかえ、また、散水栓の位置を変えとか、障がい者席、安全面で防球ネットを高くしていただくとか、そういった整備を進めていただいております。しかしながら、まだ、外野席、ライト側で、水たまりができて1週間も雨が降ると使えなくなるという状況でございます。もちろんスコアボードは電子化されておられません。夜間照明もありません。球場自体の整備ももちろん大事でございます。

しかし、私がちょっと心配しているのがトイレのことでございます。洋式トイレが一つもございません。もちろん障がい者トイレもございません。ぜひ一度見ていただきたいというふうに思います。

三重とこわか国体に向けて、恥ずかしくないように修繕すべきではないかと考えますが、この県営松阪野球場の整備、改修の方針について聞かせてください。

○地域連携部スポーツ推進局長（村木輝行） 県営松阪野球場につきましては、議員からもたまい御紹介いただきましたように、芝の張りかえであるとか散水栓の位置を変えとか、そういったことで、緊急性や優先度を判断しつ

つ、これまでも安全対策を第一に維持補修に取り組んできた、そういったこととございます。

今後も引き続きこの方針に基づいて整備をしていきたいと思っておりますが、三重とこわか国体が開催されるということとございますので、県内外から多くの選手、監督、役員の皆さんも御来場されますので、こうした方々に対するおもてなしの観点、こういった観点も含めて整備については検討をしてみたいと、このように考えております。

以上でございます。

〔26番 後藤健一議員登壇〕

○26番（後藤健一） 全く私も同じことを思っております。全国から、高校生や応援の方、たくさんこの県営松阪野球場にも来ていただく、この球場で、やはりしっかりおもてなしをしていただきたい、気持ちよく使っていただいて、気持ちよく帰っていただく、これが一番大事なんだろうというふうに思っております。年数がございますが、整備、改修についてぜひとも強く要望しておきたいと思います。

次に、第21回全国障害者スポーツ大会三重とこわか大会についてお伺いをいたします。

いわゆる国体に対して大会と言われる全国障害者スポーツ大会でございます。この4月からは障がい福祉課から国体準備課に移ると、国体・全国障害者スポーツ大会準備課というふうに再編されるとのこととございます。

障がい者スポーツといえば、昨年のリオデジャネイロオリンピックに続いたパラリンピックを思い出す方も多いと思えます。障がいのあるアスリートが世界のトップを目指して力とわざを競い合う、本当に感動を覚えました。テレビなどのメディアも取り上げていただき、メダルの数も報道されているところですが、日本は残念ながら金メダルこそありませんでしたが、本当に障がいのある選手の活躍は国民に勇気と元気をいただきました。

オリンピックやパラリンピック、そして国体は、1位、2位、3位と順位を争う競技スポーツです。しかし、全国障害者スポーツ大会三重とこわか大

会は、競技スポーツではありません。国体と同じように順位を争うものだと捉えている方がみえるかもしれませんが、そうではありません。

全国障害者スポーツ大会は、1965年から始まった全国身体障害者スポーツ大会と、1992年から始まった全国知的障害者スポーツ大会が一緒になって、2001年から始まっております。障がい種別によって、身体、知的、精神、内部分けられております。個人は6競技、団体はボッチャを加えて8競技というふうに聞かせていただいております。

その全国障害者スポーツ大会の目的ですが、障がいのある選手が競技などを通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加の促進に寄与する、こういうことです。障がい者の自立と社会参加の促進、障がい者の理解の促進です。したがって、選手は、競技の成績によって出場者が決められるわけではありません。個人種目では未出場者が優先されます。

このような全国障害者スポーツ大会です。大会の目的からすれば、より多くの出場者や出場経験者を輩出すべきだと思います。そのためにも、スポーツに取り組む障がい者を増やし、競技者の裾野を広げていくことが大事だと考えております。

全国障害者スポーツ大会の成功に向けてどのような取組をされているのか、今後の方向も含めてお聞かせください。

〔伊藤 隆健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（伊藤 隆） 障がい者スポーツの裾野を広げるということで御質問をいただきました。

まず、現状でございますけれども、県では障がい者の自立と社会参加を促進するという事とともに、県民の障がい者への理解を深めるため、障がい者スポーツの推進に取り組んでいるところでございますけれども、県の障害者手帳交付者数が約10万人という中で、県障がい者スポーツ大会の参加者実数は2000人未満にとどまると、2%未満ということで、健常者と比較してスポーツに取り組む障がい者はいまだに少ない状況だというふうに認識をして

おります。

こうした状況のもとですけれども、障がい者スポーツの競技人口を増やすためには、まずは障がい者自身がスポーツを体験する機会を設け、障がい者にスポーツに対する興味や関心を持っていただくこと、これが重要ということでございます。このため県では、障がい者がスポーツやレクリエーションを通して交流を図る三重県ふれあいスポレク祭、あるいは、より本格的な競技を通じてスポーツを楽しんでいただく三重県障がい者スポーツ大会、これを開催しておりますけれども、今年度からは、陸上競技用の車いす、あるいは車いすテニスなど、新しいスポーツを体験できる三重県障がい者スポーツフェスティバル、これを開催いたしました。これによりまして、障がい者がレクリエーションから本格的なスポーツまで幅広く参加や体験ができる、そういう機会の増加に努めているということでございます。

また、全国障害者スポーツ大会で実施される団体競技につきましては、県内のチーム数が少なかったことからチームの結成に向けた支援を行った結果、昨年度末ですけれども全ての団体競技におきましてチームが結成でき、障がい者が団体競技に参加できる機会を広げることができました。

あわせて、障がい者だけでなく、より多くの方に障がい者スポーツに対する理解を深めてもらい、そのすばらしさを知っていただくため、小・中学校の児童や生徒を対象に、障がい者スポーツ体験会、こういったものを各地で開催するなど、障がい者スポーツの裾野を広げる取組を進めているということでございます。

また、平成32年度の東京オリンピック・パラリンピック、この開催に当たりましては、これを好機と捉えまして、県では国内外の競技チームの合宿や世界大会を誘致するとともに、県出身のトップアスリートを発掘し、選手の競争力の向上に向けて支援を行う、こういう取組を進めております。こうした取組につきましては、国内外のトップアスリートに接する機会を創出するという一方で、障がい者がスポーツに取り組む意欲を高めると、そういうものでもありますけれども、同時に、障がい者を含めた広く県民の方が障がい

者スポーツに関心を持っていただくと、そういうことも期待できるということでございます。

平成33年には本県で、第21回全国障害者スポーツ大会が開催されます。県では、障がい者がスポーツを体験する機会の拡大、それから、国内外の競技団体の合宿の誘致、トップアスリートの発掘、育成、こういったものに取り組むとともに、三重とこわか大会に向けましては、現在不足している障がい者スポーツ指導員の養成、あるいは競技用具の整備など、練習環境の改善も図ることとしております。

今後も障がい者がスポーツに親しめる環境の整備を進めまして、障がい者スポーツの普及、裾野の拡大を図っていきたいというふうに思っております。

〔26番 後藤健一議員登壇〕

○26番（後藤健一） 障がい者の方がスポーツに参加できるということで、いろいろ取り組んでいただいているということがよくわかりました。

ただ、私がどうしても心配するのは、この全国障害者スポーツ大会、これは、パラリンピックや国体とは、競技スポーツとはちょっと目的が異なると。国体のほうでは天皇杯だとか皇后杯とかいうようなことになっていくわけでございますけれども、そういった意味で、この目的が異なるということを広く、もっと県民に啓発していく必要があるというふうに思いますが、その点についてはいかがでございますか。

○健康福祉部長（伊藤 隆） 全国障害者スポーツ大会の目的は議員御指摘のとおりでございますけれども、これは競技性を重視する国民体育大会とその目的を異にするということでございます。

このため、全国障害者スポーツ大会開催基準要綱でも、出場選手の選考に当たりましては大会出場未経験者の出場にも配慮し選考を行うこととされておりまして、本県でも初出場の手を優先して選考したいということでございます。

昨年のリオデジャネイロパラリンピックにおける日本選手の活躍等によりまして、競技スポーツとしても障がい者スポーツに対する関心は年々高まっ

ているということ、あるいは、三重とこわか国体が東京オリンピック・パラリンピックの翌年に開催されるということで、今以上に障がい者スポーツに関する関心が高まることは確実でございます。県といたしましては、こうした機運の高まりの中で、今後、小・中学校での障がい者スポーツ体験会をはじめといたしまして、様々な機会を捉えて全国障害者スポーツ大会の周知を図ることとしておるところでございますけれども、ややもすると競技スポーツとしての方向に視点が行きがちということでございますので、そうした際には、障がい者の社会参加の推進という大会の目的も踏まえまして、大会の開催だけでなく、大会の目的、これにつきましても広く県民の皆様にも認識していただき、理解していただけるよう啓発をしていきたいというふうに思っております。

〔26番 後藤健一議員登壇〕

○26番（後藤健一） やはりどうしてもパラリンピックというのがイメージが強く、障がい者スポーツもそういった競技スポーツという雰囲気があるわけでございますけれども、いやいや、違うんだというところをしっかりと県民の方に啓発していただきたいと思います。

そして、また、直近でございますけれども、来年の福井国体で、国体と障害者スポーツ大会の融合を図るとか、一部競技を前倒して国体期間中にするというようなこともなされておまして、何か全国障害者スポーツ大会そのものがちょっと変わってくるのかなというような感じを私はとったわけですが、ぜひ三重とこわか国体、全国障害者スポーツ大会については、やはりその目的は目的、しっかりとそれに沿って取り組んでいただくことを要望させていただきたいと思います。

時間が参っております。最後の質問に移ります。

松阪市の偉人、松浦武四郎についてでございます。

平成29年度は、ポストサミット事業の一つで、宣長サミット開催事業というのを取り上げていただきました。

実は明日25日は、松阪城にあります本居宣長記念館のリニューアルという

ことをごさいますして、その式典が行われます。

どこの市町にも偉人と呼ばれる方がみえます。松阪市にも本居宣長と同様に、何人かの偉人がおります。その中の1人が松浦武四郎です。松浦武四郎の祭りが、実は明後日26日、松浦武四郎記念館で、駐車場等で開会されます。

昨年8月、知事と松阪市長の1対1対談でも取り上げていただいたように、来年平成30年が生誕200年という年でございますし、北海道命名150年という年でございます。

少し紹介をさせていただきますが、松浦武四郎、幕末から明治維新にかけて北海道を6回探検されております。松浦武四郎記念館に行きますと、縦2メートル40センチメートル、横3メートル60センチメートルの大きな北海道の地図が目に入ります。海岸部から内陸部まで、川や地形が事細かく書かれております。全部で、聞きましたら、980カ所ということでございまして、全てがアイヌ語ということでございます。まさにこういった偉業をなし遂げることができたのは、アイヌの文化を理解し、アイヌの人々を大事にしてきた、そういった松浦武四郎だからこそだというふうに思っております。また、北海道をくまなく探検した松浦武四郎、実に54カ所もの記念碑が北海道のあちこちに建てられております。

こういった松浦武四郎、来年度生誕200年、そして、また、北海道命名150年という事業でございます。知事の支援、協力について、お考えなり思いを聞かせていただきたいと思えます。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 松浦武四郎の生誕200年である平成30年に向けて松浦武四郎を発信していくべきということでの所見であります。

昨年8月1日、松阪市長と1対1対談を行った際には、松浦武四郎の生誕200年についてが議題の一つとなり、私からは、松阪市と連携して、ぜひ県としても記念事業に取り組んでいきたいと申し上げたところであります。

また、1月17日には高橋はるみ北海道知事及び北海道150年事業実行委員会の皆さんに来庁いただきました。高橋知事からは、北海道命名150年でも

ある平成30年に本県においても松浦武四郎の巡回展を開催するよう依頼がありましたので、企画展を三重県総合博物館で開催し、松浦武四郎の功績をPRしていきたいとお答えいたしました。

具体的な中身はこれから検討することとなりますが、松浦武四郎は三重県だけでなく日本を代表する偉人の1人でもありますので、県民の皆さんに松浦武四郎の功績を知っていただくのは重要なことだと考えています。生誕200年に向けて、松浦武四郎記念館や松阪市の関係者、さらには北海道の関係者の方々とよく話し合い、記念事業にしっかり取り組むことで、松浦武四郎を県内、さらには全国に向けて発信していきたいと考えています。

[26番 後藤健一議員登壇]

○26番（後藤健一） 力強い御答弁をいただきました。

平和を希求し多様性を寛容に受け入れてきたこの三重県、その三重県で育った松浦武四郎でございます。まさに多様性を寛容に受け入れてきたからこそ、様々な北海道での探検等の偉業をなし遂げたというふうに思っております。

ぜひとも県内、県外にしっかりと松浦武四郎を、まだまだ知られておりませんのでお願いしたいと思いますし、今年は宣長サミットですが、来年は武四郎サミットの実現ということでお願い申し上げ、一般質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。（拍手）

休

憩

○議長（中村進一） 暫時休憩いたします。

午後0時2分休憩

午後1時0分開議

開 議

○副議長（日沖正信） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（日沖正信） 県政に対する質問を継続いたします。48番 山本教和議員。

〔48番 山本教和議員登壇・拍手〕

○48番（山本教和） 通告に従いまして、早速質問に入っていきたいと思っております。

第1番目が人口減少社会についてであります。

我が国が少子高齢化の時代と言われかなりの年月がたっておるわけであり、まちの風景もだんだんと変わりつつあり、通りから人の姿が消え、特に子どもたちが群れて空き地で遊ぶ姿というのは、もうかなり、ほとんど見かけなくなったと、このような時代を迎えているわけであります。近所にあった雑貨屋さんがいち早く閉められ、食料品店、酒屋さんが移転し、これからまちに必要とされる薬局までも閉めざるを得なくなった、こんな状況になりつつあって、にぎやかだった通りもひっそりとしておるわけであります。

こうした状況は全国の地方都市に共通して言えることで、なかなか起死回生策というのが見当たらない厳しい状況が依然として続いているわけであり、ます。

それに追い打ちをかけるように、幼稚園や小・中学校の統廃合が始まりました。地域から学校がなくなるということは、若いお母さんたちはそこに住む意味がなくなると、こういうことを言っておられました。

我々が生まれた昭和22年は全国で270万人が生まれておりましたが、去年は100万人を割るという、そういう状況になってしまったわけであります。

1966年に日本の人口は1億人を超え、2008年に1億2800万人でピークアウトしたと、こんなふうに発表されております。

そんな中で、人口減少を解消するためには、住宅、環境、医療、教育機関、

雇用、それに、仕事に見合う賃金の支給等、全ての分野が関連してまいります。長い年月を要するものだ、こんなふうに予想されるところであります。

この問題を解決するため、また、東京一極集中の是正を何度も政府は言っておりながら本気度がなく、お茶を濁しているのが現状である、こんなふうに私は思うのであります。もし経済産業省が、日本のものづくりのメッカ名古屋に移転したということになると、東京証券取引所の上場企業はこぞって、東京本社から名古屋本社ということになるかもわかりません。

数ある施策の中で、若者の定住対策について、三重県としてどんな策があるのか、知事の思いを聞かせていただきたいと思います。

若い人たちに、自分が将来どこに住みたいかと問うと、ここに住みたいけれども、一度は都会で働いてみたい、こういうことを言う人が多いように感じます。

三重県の合計特殊出生率、平成27年であります、この20年間で最も高い水準1.56、これ、全国では1.45でありますからかなり高い数字で、非常にすばらしいことだというふうに思う1人です。さらにこの数字を高めるために、企業や大学、市町、連携を深めなくてはいけないと思いますが、三重県モデルというのがあるとしたらどんなものか、教えていただきたいと思っています。

次に、団塊の世代でありますけれども、先ほども午前中に質問がありましたけど、75歳以上になる2025年以降は医療や介護の需要が急増するというふうに予想されております。本県議会でも、医師、看護師の確保について大いに議論がなされました。しかし、お年寄りの方々の施設整備というのは進んでおりますけれども、そのお年寄りの方々を介護する人材の確保が大きな問題になりつつあるわけでありまして。不足しているということでありまして。

2025年、介護職員が38万人も足りなくなるというふうに予測されておりますけれども、福祉の観点から職員の確保策についてお示しをしていただければなど、そんなふうに思うのであります。

答弁は、最初に知事からお願いをいたしたいと思っておりますし、引き続いて、

団塊の星と言われ、長い間県政に携わってこられ、半世紀近くに及ぶ期間、各分野で活躍されました石垣副知事に、この人口減少社会を迎えて、県にとっては今後どのような施策があるのか、個人的な思いも含めてお示しをしていただければな、そんなふうに思うのであります。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 私のほうからは、人口減少対策としての若者の定住対策について答弁をさせていただきます。

本県では、三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、社会減対策に取り組んでいるところでありますけれども、人口の社会減が9年連続で転出超過となり、中でも15歳から29歳の転出超過に占める割合が高いなど、若者の県内定着をめぐるっては厳しい状況が続いています。

若者の定住を促進するためには、進学や就職時における県外への流出を抑制し、若い世代が安心して県内で暮らせるよう働く場を確保するとともに、県外の方も含め、1人でも多くの若者から三重県が選ばれるよう移住の促進を図ることが重要であり、人口の社会減対策に総合的に取り組んでいるところであります。

来年度は、県内高等教育機関における学生の確保や、県内への就職に向けた取組に対する支援を継続するとともに、県外の大学等に進学した若者のUターン就職などを目的とする県内企業でのインターンシップを、首都圏に加え、関西圏、中部圏の大学生等を対象に実施します。

また、成長産業である航空宇宙産業において、生産技術の習得を図る人材育成や、認証取得の支援による県内企業の参入促進に取り組むとともに、企業の本社機能の県内移転や拡充をはじめ、国内外からの企業誘致を推進するなど、三重県の強みを発揮しながら、食・観光分野も含め、産業の振興に取り組むことで、若者にとって魅力ある働く場の創出を図ります。

さらに、三重の暮らしの魅力をPRする県単独のプロモーションを新たに展開するとともに、引き続き、市町と緊密に連携しながら、移住希望者の仕事や住まい、子育てなどのニーズに応じていくことで、若者の県内移住を促

進していきます。

地方創生の目的である、地域の自立的かつ持続的な活性化を図るためには、地域に活力をもたらす若者の存在は欠かせません。若者の流出に歯どめをかけるため、学びたい、働きたい、暮らしたいという希望がかなう三重の実現を目指し、一層危機感を持って若者の定住対策に取り組みます。

そして、議員から、合計特殊出生率の上昇とあわせて、三重モデルと言えるような社会減対策があればということでおっしゃっていただきましたけれども、三重県は、地方創生交付金の先行型、一番最初のときから、いわゆる働き方の質に着目した取組をやっております。

今、先ほど申し上げたような、働く場を量的に増やすというだけじゃなくて、働く場の長時間労働の是正とか、有給休暇の取得の促進とか、あるいはワーク・ライフ・バランスとか、そういうのをやることで質を高めて、働く場の競争力の強化というか、差別化を図っていくということをやっております。働き方改革については、地方創生関連交付金をこれまで約40億円使いましたが、その約16%を充てて、これ、もちろん障がい者の人たちの働き方も入っていますけれども、やっております。

こういうような形で、今の若い世代の人たちが、ワーク・ライフ・バランスなどに大変関心がある中で、そこで働いてみたいと思うようなインセンティブを地方創生の中で、働く場の量的拡大だけでなく質的向上というのも先行的に取り組んでいるのが三重県のモデルであります。

〔石垣英一副知事登壇〕

○副知事（石垣英一） 8年ぶりに登壇をさせていただきます。山本議員に、ありがとうございます。

私も山本議員と同じように団塊の世代であります。四十数年にわたって県政に携わってきました。人口減少社会に対しては本当に、いろんな県政の大きな課題だと思っているわけであります。少し古い話になりますが、少しお話をさせてください。

地方から大都市、とりわけ首都圏への人口の流出について、これまで3度

ほど全国的な大きな波があったと言われております。

最初は、昭和30年代の半ば、1960年代であります。高度経済成長の時代の真ただ中に人口移動があったと。

2度目は、昭和の終わり、バブルの経済が膨らみつつあったときに起こりました。

そして、3度目が、第1次安倍政権の平成19年にピークを迎えました。

その都度、地方の側では、人口の流出に歯どめをかけるということから、国の施策を生かしながら地域振興に取り組んできたところであります。

議員も御承知のとおり、三重県としましても、研究学園都市構想やリゾート構想といった様々な取組を、他府県に先んじて積極的に行ってきました。

もう一つは、本県は産業振興に強い力を入れてきました。

石油化学産業や自動車産業の集積をもとに製造業の振興に取り組み、今日、ものづくり立県としての地位を固めてきたと自負しております。

今日、地方創生の取組が華々しく打ち出される中でのここ三、四年の首都圏への流出ぶりは、またまたそうした人口移動の波が押し寄せているかのように思います。私にとっても地方にとっても同じであります。悔しさというのを正直言うて覚えるところであります。

三重県は南北に長い日本の縮図なようなところでございますから、今後の地域の発展には中央と地方をめぐる構造的な問題も影響してくると思います。しかしながら、このところ、オリンピックや万博など、東京や大阪が殊に目立っておりますが、私は、三重県はいろんな意味で恵まれた県であり、将来に向けた大きなポテンシャルを持っている県であると思っております。

そういう面で、団塊の世代の人間としてあえて私の思いを言わせていただくなれば、私の生きてきた三重県は、そのときそのときに様々な県政の課題がありました。その課題に対して丁寧に、それを一つ一つ解決してきたと思っています。また、何度も逆境にあっても、逆境に立ち向かい、乗り越えてきたと思っております。

今、人口減少社会が大変県政にとっても大きな課題であるという思いはあ

りますが、私は、三重県の持つ地域の力、三重県の人々の力を持ってすれば、人口減少社会への対応も難しくないというふうに思っております。

ものづくりや、あるいは食、観光などの産業振興が牽引することによって、三重県がもっともっと住みやすく、幸福を実感できる三重県になることを信じております。

私の同級生は250万人います。これは議員の言われたとおりであります。あと、今年は、出生数が100万人を切りました。3分の1であります。まさしくこれから、新技術や、いろんな新しいI Rやら、いろんなものを使う、生産性を上げる、やっぱりイノベーションを起こしていくということが私はこれから一番大事だと思っております。

議員の御希望の答弁になったかわかりませんが、以上であります。

〔伊藤 隆健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（伊藤 隆） 介護人材の確保について御質問をいただきました。

少子高齢化の進展により介護へのニーズは高まりますが、今後とも生産年齢人口の減少が予測されており、厚生労働省が平成27年に公表した介護人材需給推計によると、本県では、平成32年には2156人、37年には3604人の介護人材が不足するというふうに推計されております。

また、県内の有効求人倍率も、介護分野については常に全産業計の2倍以上の高い数値で推移しており、人材確保を取り巻く環境はますます厳しくなってきているというふうに認識しております。

そのため県では、多様な人材の介護分野への参入を促進するため、県福祉人材センターにおきまして、無料職業紹介や就職フェアの開催による求職者と事業所のマッチング支援を行うとともに、介護職場に就業していない介護福祉士等の潜在的有資格者の再就業促進研修、シニア世代を介護職場への就業につなげるための研修等の取組を実施しております。

また、介護へのマイナスイメージ、これが新たな人材の参入促進の阻害要因となっているとの指摘もあるため、福祉の仕事セミナーなどによりまして、

中学生や高校生への福祉、介護の魅力発信に取り組むとともに、学生の進路選択に影響がある教職員や保護者の方には、介護の仕事のイメージアップと理解促進を図っているというところでございます。

さらに、県だけでなく、市町や介護関係団体等が主体的に人材確保に取り組むことができるよう、平成27年度には、地域医療介護総合確保基金を活用いたしまして、三重県介護従事者確保事業費補助金を創設したところであり、この補助金では、介護職場で補助的な業務を行う介護助手導入事業等の新たな取組も生まれております。

このほか、県での取組として、介護職員が子育てしながら働き続けられるよう、施設内保育施設の運営支援等も実施しております。

加えて、今年度からは、休止しておりました介護福祉士養成施設の学生への修学資金の貸し付けを再開するとともに、出産や育児等を理由に離職した介護福祉士等への再就職準備金の貸付制度を創設いたしました。

さらに、来年度からですけれども、介護福祉士等の有資格者の届出制度が開始されます。そういうことから、再就職準備金の貸付事業と連携させた取組を進めていくということとしております。

このほか、介護職員の処遇につきましても、これまでも介護報酬改定で充実が図られたところでございますけれども、介護職員の平均給与額は依然として、他職種と比較しますと低いということから、平成29年度の介護報酬改定として、さらに月額平均1万円相当の改善が行われるということになったところでございますので、県としてもその活用を促していくこととしております。

引き続き、多様な人材の介護分野への参入促進や処遇改善加算の活用促進を進めるとともに、介護職員の定着や職場環境の改善につながる取組を支援するなど、介護人材の確保に努めていきたいというふうに思っております。

〔48番 山本教和議員登壇〕

○48番（山本教和） ありがとうございます。

知事のほうから、地方創生交付金を四十数億円使っているいろいろな事業展開し

ておるということでもあります。

また、石垣副知事のほうから、今までずっと長い間勤められた県政の中で、3度大きなことがあったと、そんな中で、観光や製造業、イノベーションをこれからも大事にしながら、県政の発展のために、大いにみんなが頑張っているのかなきゃいけない、こんなことを述べられました。

また、健康福祉部長のほうから、いろんな施策というのを展開しているし、介護人材の環境を改善するとか、そういったことについて尽力されておると、そういうようなお話もいただきました。さらにブラッシュアップしながら、尊い職業だということを、小学生や中学生、また、高校生に教育していただきながら、今後とも三重の福祉の安定のために頑張ってくださいますように、お願いを申し上げたいと思います。

次に、2番目といたしまして、観光振興についてであります。

観光の産業化と海外誘客の促進ということで質問をしております。

観光立国を目指す我が国は訪日外国人が増加しているということでありまして、過去、2013年に1000万人、2014年に1340万人、2015年が1980万人ということでありまして、政府が掲げる2020年2000万人の目標が早くも達成されて、4000万人に引き上げようと、こういうようなことであります。

爆買いは鳴りを潜めたというふうに、マスコミ等でも盛んに言われておりますけれども、観光客は順調に伸びている、こういうことを言うエージェントの方もおります。

しかし、その観光客は依然として、大阪、京都、東京、それに富士山と、こういったゴールデンルートに集中しているということではありますが、何度も訪れる方々については、これからは魅力ある地域に観光に訪れてくれるだろうと、そんなふうにも言われております。それには全国各地に呼び込む仕掛けが必要だというふうに思います。

そんな中で三重県は、観光、誘客推進のためにどんな事業がどういうふうには展開されていくのかということの説明をいただきたいと思います。

また、三重県は以前から、首都圏からいかに我が県に訪れてもらうかとい

うことに力を入れておりました。首都圏の人々の誘客ということでもあります。東京から新幹線で名古屋。名古屋から乗りかえて三重県ということでもあります。そんな中で、例えばですよ、伊勢志摩へ来るのに、東京、首都圏から大体4時間くらいかかるのかな。そんなふうに思いますが、わざわざ伊勢志摩まで来てもらうためには、その魅力を提示していかなきゃいけない、こんなふうに思います。そんな中で、今のこの時代でありますから、従来の観光に加えて、トレッキングなどのアウトドア派にも何か訴えるものがなきゃいけない、そんなふうにも思うのであります。

公園、遊歩道、園地等も整備していかなくてはなりません。

たまたま、知事や農林水産部長、関係者の皆さん方の御尽力によって、全国の国立公園の33カ所の中で、伊勢志摩国立公園が国立公園満喫プロジェクトの8つの中に選ばれた。とても素晴らしいことであったというふうに思いますけれども、新しい年度の予算の執行について、この件についても、概略で結構でありますから述べていただければというふうに思います。

〔吉仲繁樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（吉仲繁樹） 私のほうから、伊勢志摩国立公園満喫プロジェクトをどのように進めていくのかということについてお答えをいたします。

伊勢志摩国立公園地域協議会において、伊勢志摩国立公園ステップアッププログラム2020を昨年末策定しまして、外国人旅行者数を10万人、今の3倍まで引き上げることを目標として、2020年までの4年間で、21カ所のビューポイントの整備やアクセス道路周辺の景観改善、そして、集客交流の拡大に向けたプロモーションなどに取り組むこととしております。

このうち、ビューポイントの整備については、平成29年度は登茂山園地を含めて5カ所での整備、そして、案内板の多言語表示やトイレの洋式化に加え、歩道の整備などを計画しているところであります。また、横山園地では環境省が、英虞湾の景色を楽しめます天空カフェテラスとして整備をする計画となっているところであります。

こういった施設整備に加えまして、伊勢志摩サミットの経験を生かし、さ

らなるインバウンドの拡大に向けて、地域の受け入れ体制の構築、伊勢志摩の自然や歴史を語るガイドの人材育成、ターゲットを明確にしたプロモーションなどによる公園の魅力発信などに、県や市町、民間団体等、皆さんと連携して取り組むこととしています。

このため、現在、地域住民の皆さんにナショナルパーク化に向けた機運をまず醸成するというこゝで、3月の下旬からキャラバンを展開する、あるいは、明日からですけれども、日本政府観光局と連携した、富裕層を顧客に持つ海外の旅行会社を招聘するファムトリップなどの取組を進めているところでもあります。

さらに、平成29年には、世界的にも注目を集めていますこの地域には高級リゾートホテルが立地しておりまして、そういったところとも連携した上質な空間づくり、さらには、伊勢志摩独自の食、自然、文化等の魅力を活用した、SNS等を通じた情報発信、外国人に既に人気があります海女小屋体験、あるいは、かつおぶし小屋など、インバウンドの受け入れを拡大するようなモデルづくりとそのノウハウの水平展開、三重まるごと自然体験の取組とあわせました、地域の資源を活用したエコツアーのブラッシュアップ、公園全域でエコツーリズムを推進する地域の協議会の設置など、関係部局と連携を一層強化して取り組むこととしています。

今後、官民が一体となって伊勢志摩国立公園の自然の魅力を確実に保全し、そして、非日常を体験できるようなエコツーリズムなどを推進することによって、国内外からの伊勢志摩への集客交流を拡大し、この地域の振興につなげていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

〔水島 徹雇用経済部観光局長登壇〕

○雇用経済部観光局長（水島 徹） 私からは、国内外の旅行者の方を三重県にどのように誘客するのか、どのような考え方で進めていくのかということについてお答えをさせていただきます。

平成28年3月に策定いたしました三重県観光振興基本計画では、観光消費

額の増加を主目標に掲げまして、計画の目標年次である平成31年にそれを5000億円以上にするということを目指しております。このため、宿泊客の比率を上げる、外国人旅行者を増やすなど、消費単価の増加につながるような取組に特に注力していきたいというふうに考えているところでございます。

まず、海外誘客に関してでございますが、最近の訪日旅行者はリピーターも増えておりまして、これまでのいわゆるゴールデンルートといった定番のコースではなく、ほかの人の余り知らない地方を訪れ、その地域特有の魅力を体験したいという傾向に変化しつつございます。

本県には、伊勢志摩サミットが無事開催されたという実績があるばかりでなく、最近では富裕層をターゲットとした高級ホテルの立地も見られるようになっておりまして、欧米の著名旅行雑誌や航空会社機内誌の取材申し込みが続くなど、知名度も向上している状況でございます。

また、最近では個人の外国人旅行者の割合というのが急速に高まっておりますことから、食、自然、文化など、ほかにはない本県の魅力について、SNSなどを効果的に活用して発信していくことも必要となっております。

このような傾向を踏まえ本県では、これまでのアジアを中心とした重点国・地域に加えまして、富裕層やサミット参加国を中心とした欧米諸国に対する誘致活動に官民で積極的に取り組んでいるところでございます。

あわせて、富裕層誘致という観点から、県内に70ほど立地するゴルフ場とインバウンドに取り組む観光事業者が連携し、地域が一体となって海外からゴルフ客を誘致するゴルフツーリズムの取組も展開しております。県が主導して民間とともに進めるこうしたゴルフツーリズムの推進は、全国でもほかに例のない取組でございます。こういうゴルフ旅行者は、一般の旅行者の方に比べ連泊する傾向にございますし、消費意欲も高いことから、その誘致は観光消費額の増加にも大変有効であると考えているところでございます。

さらに、台湾からの教育旅行誘致についてですが、派遣に積極的な高雄市は本県と同じく海に面しておりまして、教育旅行のテーマも海洋教育を柱とするということを希望されております。本県の持つ特色を生かしながら、海

を通じた生徒の交流を進めるということは、教育上も大変意義深いことと考えておりまして、関係する市町の御協力も得ながら、具体的な受け入れ体制づくりを進めてまいります。

一方、国内の誘客についてでございます。

三重県が旅先として選ばれるためには、県内各地で旅行者を引きつける魅力ある多様なサービス、商品の創出が不可欠であり、地域が一体となった取組が必要でございます。このため、これまでの旅行会社等のネットワークやノウハウを活用した事業展開だけではなく、新たな視点を取り入れ、県や市町、観光関連事業者等によるワークショップを開催いたしまして、三重ならではの魅力ある地域資源を活用した事業展開に取り組んでまいります。

例えば、ほかでは見られない絶景や漁村を舞台として、三重を遊び尽くす着地型の旅行商品を地域自らが造成するとともに、ターゲットを絞った効果的なプロモーション活動を展開していきたいと考えております。こうした取組により、各地域が稼ぐ力を身につけることで、持続可能な観光地域づくりを推進していきたいと考えております。

また、定番ではない新たな旅行先を探している大都市圏の旅行会社のニーズにも合わせまして、その場で旅行商品化につながるようなマッチングを行う商談会を、首都圏、関西圏及び中京圏で開催するとともに、商談会に参加する観光関連事業者等が今後も旅行会社に継続的な営業活動を行うことができるようなネットワークづくりにも取り組んでいきたいと考えております。

さらに、全国への効果的な発信につなげるため、メディアと積極的に情報発信に取り組む市町とのマッチングを行う交流会を首都圏で開催し、現地ではか知り得ない情報を提供することで新たな三重の魅力の発信につなげ、本県への誘客促進を図ります。

こうした新たな取組を進めることで三重の魅力を高め、少々時間がかかって乗りかえが必要であっても、三重が国内外の多くの方々に目的地として選ばれるよう、何度も訪れたいくなるよう、また、同時に、より長く滞在していただくことによって、観光消費額の増加につなげていきたいと考えております。

以上です。

〔48番 山本教和議員登壇〕

○48番（山本教和） ありがとうございます。

部長からそれぞれ、これから満喫プロジェクトについて具体的に、市町の方々、関係する団体と協議をしながら、公園整備、また、遊歩道、外国人向けの洋式トイレ等の整備、そういったことについて力を入れるということでありました。また、局長のほうから、エコツーリズムの推進のほかに、ゴルフツーリズムなどを通じて外国客の誘客を図るということでもあります。これも一緒のように、官民一体となって取り組んでいこうということでもあります。

私は、よく言われておるんですけども、特に東南アジアの観光客の方のマナーがどうかということを開くんですね。特に、お風呂へ入るときに、女性のほうは知りませんが、男性の入浴でありながら、バスタオルを親子で巻きながら入浴するというようなことを何度も目にしました。やっぱりこれは、例えば日本のエージェン트가中国なら中国に行ったときに、日本のマナーというのを伝えていかなきゃいけない、そんなふうに思うんです。そうすれば解消できることですから、何もしなくて日本へ来てマナーが悪いと言ってもそれはいかんわけで、そういうふうに十分にそれぞれの国の決まり事というのを伝えていくということはとても大事なことだと、そんなふうに思います。

それと、国内での首都圏からの誘客でありますけれども、私は何度も言うんですが、東京は非常に、立地に恵まれておると。北陸新幹線も最近非常に人気が出て、金沢とかああいうところも行けると。軽井沢なんかはもう1時間以内で行けると。箱根は新宿から特急ロマンスカーで行って温泉につかることができます。食を求めて伊豆に行きたい人は、踊り子号に乗れば伊豆に行く。そんな中での伊勢志摩ですから、伊勢志摩ならではの特色を提示しなきゃいけない、そんなふうに思っておるところでありまして、これからも皆さんの英知を得ながら、首都圏の方々も三重県に来ていただくように頑張っていたきたいな、そんなふうに思うのであります。

次、大きな3番目、教育についてであります。

その1番目として、地域から求められる県立高校のあり方ということでもあります。

食の相可高校、今や三重県の誰もが知っている高校であります。県が進める特色ある学校づくりのまさにフロントランナーであり、何よりも、目的を持った学生を受け入れ、ブラッシュアップして世に送り出す、非常に成功例の一つかな、そんなふうに思います。文化、教養として、白子高校の吹奏楽部は三重県各地でファンを獲得しているということでもあります。ほかにも、この前、伊勢志摩サミットが開かれまして、志摩高校の美術部が、地元の人たちからも、おらが地域の高校にも非常にうまい絵を描く学生がいるんだなと再認識をしてもらいました。地元の人々の多くの支持を得た結果、こんなふうに思うのであります。

そんな中で、先ほど1番目の人口減少社会についても述べましたけれども、今求められているのが、介護職、人材の確保ということでありまして、健康福祉部長からも言われましたけれども非常に厳しい数字が出ておりまして、特別養護老人ホームとか老人保健施設は整備しつつあるけれども、中の職員が足りないということでもあります。現に、県立明野高校などは福祉学科を設けて頑張っておるということでもありますし、鳥羽高校の総合学科で福祉が選択科目の中に入っておるというようなことも現実にはありますけれども、なかなかそれぞれの地域に生徒たちを送り込むということが非常に厳しい状況になっているわけでもあります。介護職は尊い、大事な職業でありますけれども、担い手がないということ、これはもう、とりもなおさず、重労働の割に給与が少ないという先ほどのお話もありましたけれども、言われておるわけですね。

生徒が夢や希望の持てる介護職の処遇改善、職場の環境の整備というのがまさしく急がれておりますけれども、地域の担い手として今後期待される生徒たちにどんな支援策があるのかということをお話させていただきたいと思いません。

〔山口千代己教育長登壇〕

○教育長（山口千代己） 介護福祉の担い手育成について、県立高校でどのように取り組むかということについてお答え申し上げます。

人口減少が進行し生徒数の減少が予測される中で、県教育委員会では、県立学校が活力ある教育活動を行い、生徒の社会性を育む場であり続けられるよう、地域の状況や学校の果たす役割などに配慮しながら特色ある学校づくりを進めているところです。現在、県立高校では、福祉学科を設置している朝明高校、明野高校、伊賀白鳳高校や、先ほどございました鳥羽高校など、総合学科など、合わせて13校を中心に、これは大体県立高校の4分の1に相当しますが、福祉施設での実習などを通して、相手の立場に立って考え行動する福祉の心の育成と、介護の基礎的な知識、技術を習得させる教育に取り組んでいます。

このうち、福祉学科3校と総合学科1校、みえ夢学園高校でございますが、文部科学省及び厚生労働省から福祉系高校として、介護福祉士国家試験受験資格取得校の認定を受けています。国家試験の合格率が全国では50%から60%台にかかわらず、この4校は毎年90%を超え、就職後の定着率も高く、高い技術力と志を持った、地域の福祉を担う人材を安定的に育成しています。

また、これら福祉系4高校は、北勢、中勢、南勢、伊賀地域、それぞれの福祉教育の拠点校として、地域の社会福祉協議会と連携し、地域住民を対象として地域介護サポーター養成講座を開設するなど、地域と学校を結ぶ福祉のネットワークづくりの牽引役を果たしております。

今後とも県教育委員会では、福祉教育に取り組む県立高校を中心に、生徒が地域の福祉を担う責任と自覚を高め、福祉の魅力を十分に理解できるよう、支援してまいります。

また、他の学校においても、地域の事業所、関係機関と連携し、地域で活躍する社会福祉士や介護福祉士などによる講話や就業体験などを設けるなどして、生徒が福祉や介護を身近に感じられるキャリア教育を推進してまいります。

以上でございます。

〔48番 山本教和議員登壇〕

○48番（山本教和） ありがとうございます。

私の認識不足で、県内に13校もあるという、その中でもみえ夢学園高校など非常に活躍されている、そんな実情も教育長のほうから聞かせていただきました。さらに充実して、地域の皆さん方が、その期待に応えられるように、そんな生徒さんたちを送り込んでいただければな、そんなふう思うところであります。

次に、英語教育についてであります。

これも、昔、私、質問させていただいたことがあるんですけども、我々が中学校、高等学校のころに、当時の先生はこう言ったものであります。1960年ぐらいの話ですよ。君たちはこれからいつでも外国に行くことができるし、また、そんな機会もたくさんあるということです。外国人と自由に会話することもできるというようなことを言っておりました。そんな光景が、当時は普通の光景になるというふうに思っていたんですが、意外とそういうことにはならず、50年前とよく似たような状況が今も続いているということです。

確かに、高等学校で国際学科を設けたり、努力はされておるんですけども、なかなか生徒さんたちの底上げがされていないのかな、こんなふうに思います。

日本は世界でもトップクラスの教育先進国でありまして、江戸時代、当時の世界の最高水準のロンドン市民を抜いて、世界ナンバーワンの識字率ということがありました。でも、外国語だけは依然として、大陸の人たちに比べてどうなのかなと、そんなような感じがするわけであります。

時代が進んで国際化がますます進んでいる社会にあって、県は活躍する人材の育成に最大限の努力を行ってきたように思いますけれども、実情はどんなかな、そんなふうに思います。

先般、文部科学省は新学習指導要領の中で、小学校の英語教育を3年生か

らスタートさせるということも発表しておりまして、2020年度以降は授業時間は現在の3倍に増えるというふうなことも言われており、内容も高度になるというようなことであります。

自らの意思や考えを英語で自由に伝えることができる基礎英語を小学校、中学校でしっかりと身につけさせると、そして、高等学校で使える英語にブラッシュアップすると、そういった流れであろうかと思えますけれども、教育長のお考えを聞きたいと思えます。

〔山口千代己教育長登壇〕

○教育長（山口千代己） 使える英語を習得できるよう、どのように英語教育を進めるかという質問にお答え申し上げます。

グローバル化が進展する中、豊かな語学力やコミュニケーション力に加え、異文化理解の精神や主体性、積極性などを身につけ、様々な分野で活躍できるグローバル人材の育成が求められているところでございます。

このような中、国は2020年の東京オリンピック・パラリンピックを見据え、新たな英語教育が本格展開できるよう、グローバル化に対応した教育環境づくり、議員からも紹介がございましたが、次期学習指導要領の改訂もあるところでございます。

これまでの英語教育では、本県においても、単語あるいは文法など、いわば受験に偏した知識がどれだけ身についたかという点に重点を置いた授業が行われ、話すこと、書くことの言語活動が十分に行われていませんでした。そこで、県教育委員会では、英語コミュニケーション力の育成を喫緊の課題と捉え、平成25年度にグローバル三重教育プランを策定し、数値目標を掲げ、小・中・高等学校の系統性を意識した英語教育の改善を重点的に推進してきました。

特に高等学校では、言語を用いて何ができるかという観点から、学習到達目標、CAN-DOリストを設定し、オールイングリッシュの授業、生徒同士のペアワークやグループワークの充実、スピーキングテストの実施、外国人とのオンライン英会話の実践などに取り組んでいます。

また、国際社会の一員として必要な知識、能力を育成するため、県教育委員会では留学の支援、海外研修旅行、英語キャンプなどを実施し、実践的に英語を使用できる環境を創出しています。

これらの取組には、いわゆる進学校や英語関連学科だけでなく、小規模校や職業学科など、多様な学校、学科の生徒の参加が徐々に増えているところでございます。参加した生徒からは、留学を通して積極性と行動力を身につけ、失敗を恐れず、外国人とコミュニケーションがとれるようになった、机に向かう勉強だけでなく、異なる文化や考え方を持つ人々と直接友好関係を育む大切さに気づいたなど、成長を感じる報告を受けているところでございます。

さらに、本年度、ジュニア・サミットや国際地学オリンピックなどに参加した高校生からは、英語コミュニケーション力とともに、積極的に日本や郷土三重のこと、自分の意見などを発信する力について課題があることが示されました。そこで、留学希望者を増やすための留学フェアの充実や、職業学科の生徒を対象とした新たな海外インターンシップの実施、さらには、我が国の歴史や文化など学習の充実など、今後とも多様な文化や価値観に触れ、視野を広げ、見識を深めることができる環境づくりを推進し、様々な分野で活躍し、自己実現できる人材を育成してまいります。

以上でございます。

〔48番 山本教和議員登壇〕

○48番（山本教和） ありがとうございます。

教育長から、今は職業学科の生徒だとか、また、小規模校の生徒たちにも教育に関心してもらおうような、そんな政策を充実していきたいと、そんなことでありました。全く同感でありまして、みんなが底上げできるように頑張っていかなきゃいけない、そんなふうに思うのであります。

私の後に、4番目に奥野議員が質問をされます。

50年前の我々高校生の時代でありましたから、当然、彼も英語はしゃべれません。1級先輩でありますからどちらかが倒れるまで永久に一つ先輩なん

ですけれども、彼は彼なりに質問をされると思いますが、その奥野議員と一緒にだった野呂前知事は、あるレセプションでこういうことを言うていました。外国人もたくさんいたし、宮様もおみえになっていたという、そういう席で、日本語で挨拶されたんですね。知事、どうして英語で挨拶されないのかということを知りましたら、英語で言うと、後、挨拶を終わってから外国人が、英語ができると思って訪ねてくると言うんですよ。ですから日本語で挨拶したと、そんなようなこともありました。なるほど、そうなのかな。必要なことは通訳がいて、通訳がしゃべればいいんだと、こんなようなスタンスだったように思います。

最後に、私学振興についてであります。

知事もとってもこの前の代表質問の答弁でいいことを言われました。無理やり自分を納得させるような夢や希望を抱きながら人生を送るのではなく、自分が本当に心から夢や希望を持って人生を歩んでいけるようにするためにも、子どもの貧困対策は重要であるということと言われました。公立であろうが私立であろうが、親の収入で行きたい学校に行けない、こんなことにはなっちゃいかんと、こういうことを言っておるんじゃないかなと、そんなふうに思うわけであります。

安倍総理の施政方針演説でも、どんな家庭の経済状況にあったとしても、教育の機会が保障される社会でなければいけない、こんなふうに言われたのであります。

私立高等学校への経常費助成金、これは前回も、私、グラフを示しながら質問をさせていただきました。ここ3年間は生徒1人あたりの助成金が247円ということで、非常に低い額で据え置かれているわけであります。そんな中で、高等学校等就学支援金でありますけれども、平成26年度の入学生から、低所得者の世帯を対象にしながら授業料の減免が受けられるようになりました。しかし、三重県は年収350万円未満ということでもありますから、近隣の県に比べて少し緩和が必要なのかな、こんなふうにも思います。

また、幼稚園の教諭の労働環境の改善ということでもあります。

これは、保育士さんは今、本当にいろんなところから脚光を浴びておりまして、その労働環境の改善に取り組む、そういうことを言われておりますけれども、幼稚園の先生方たちには余り、議論というか、俎上に上らないのかな、そういうようなことでありますので、どうぞひとつ、幼稚園の先生方たちの労働環境というものの改善が必要だと、こんなふうに思うのであります。

いずれにいたしましても、私の思うところを述べさせていただきますけれども、こういう議論を通じて、教育委員会委員長、おみえでするので、英語教育のことも含めて述べていただければな、そんなふうに思います。

○教育委員会委員長（森脇健夫） 英語教育について、私の見解を述べさせていただきます。

グローバル化が進む中、多様な人々と協力しながら主体的に生きる子どもたちを育成する上で、英語教育の重要性が高まってきていると認識しております。

先日、タイのチェンマイの小学校を訪問させていただきました、そのイングリッシュプログラムの小学生と英語でお話をしました。学校生活等、それから、将来何になりたいか、お互い日本語とタイ語がわからない中で、英語で考えていること、思っていることを話し合い、通じました。このように、英語は世界に窓を開くツールであることを改めて実感した次第です。

先週、2月14日に公表された次期学習指導要領改訂案では、小学校中学年から聞く、話すを中心とした外国語活動を導入し、なれ親しんだ上で、高学年では段階的に文字を読む、書くも扱う教科、外国語科を導入することが示されています。

今後の対応としましては、市町教育委員会とともに、現場のニーズや課題も踏まえ、小学校では英語の絵本や歌を活用した授業方法に関する研修などをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○環境生活部長（田中 功） それでは、私のほうから、私立高等学校の授業料減免補助金の拡充を行うべきと考えるがにつきまして答弁をさせていただきます。

きます。

三重県では、建学の精神に基づき、特色ある教育活動を展開する私立高等学校の重要な役割を踏まえまして、私立学校経営への支援の観点から振興補助金として学校法人に対し助成を行うとともに、私立学校に在学する児童・生徒の保護者等に向けた修学上の経済的負担の軽減に係る助成を行っております。

具体的な経済的支援としましては、国の制度としまして、授業料に充てるために支給する私立高等学校等就学支援金や、その上乗せとして県単独で補助を行う私立高等学校等授業料減免補助金、教科書や教材費等の教育費負担を軽減するための私立高校生等奨学給付金や、入学金に対する補助である私立高等学校等入学補助金などにより、低所得世帯の生徒を中心に修学支援を行っております。

高等学校等就学支援金に加えて行っております授業料減免に係る県単独補助は、全国的に見ると、年収250万円未満程度の世帯を対象としている県が7県、年収350万円未満程度の世帯を対象としている県が三重県を含め19道県あり、合わせて26道県となっております。しかしながら、年収350万円以上の世帯を対象としている県が21都府県あることから、今後、他県の状況を研究していきたいと考えております。

県としましては厳しい財政状況ではありますが、子どもたちが私立学校を含めた多様な選択ができるよう、希望を持った選択ができるよう、今後も引き続き授業料や教育経費に対する助成を行い、保護者の方々の経済的負担が軽減できるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

〔48番 山本教和議員登壇〕

○48番（山本教和） 時間が参りましたので終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（日沖正信） 33番 奥野英介議員。

〔33番 奥野英介議員登壇・拍手〕

○33番（奥野英介） 鷹山の奥野でございます。

今日はプレミアムフライデーということで、さっきお昼のときに、会派のお二人と、もう一人誰がいたかな、早く終わったほうがいいんじゃないですかというようなことを言われたんですけども、そんなわけにもいかずに、できるだけスピード感を持ってやっていきたいと思っておりますので、御協力、よろしく申し上げます。先ほど、団塊の世代の1年上ですので、英語、しゃべれませんので、日本語でやらさせていただきます。

それじゃ、第1問目の鈴木県政6年間の成果と今後の展開についてでございます。

平成23年知事就任以来、間もなく6年、2期目の折り返しに入ります。平成23年知事選挙においては予想を覆す勝利、当選した知事もびっくりしたのではなかったかと思えます。

政策集の遂行には随分苦勞されました。私はもう廃棄処分にしたんですけど、随分いじめられたと思えます。外から見た県行政と知事職としての行政とは随分乖離があったのは当然であり、行政の長というものは住んでいる人々に夢を運ぶ仕事であり、また、足元、地味な気配り行政をすることが役割であるとも思えます。

平成23年には東日本大震災、その後の災害等の危機への備え、23年9月の紀伊半島大水害からの復旧、25年の第62回神宮式年遷宮、そして、28年伊勢志摩サミットなど、三重県の発信、県内の産業活動への意欲、また、アンテナショップである三重テラス、いろいろ三谷議員からも御批判があるかと思うんですけども、三重テラスの出店、国内外への三重県の魅力の発信、交流など、一定の成果があったかと思えます。そして、市町との1対1対談など、市町との連携なども懸命に頑張ったのではないかと思えます。成果を、反省も含めてお尋ねしたいと思います。

次に、平成29年度予算を含めて、今後の行政、財政についてお尋ねをします。

厳しい県財政におけるの予算ですから仕方がないにしても、夢のある予算

とは言いがたい気がします。知事提案説明においての説明は総花的な感があり、議論をし、これだけは聞いておきたい、印象深い何か欠けているように思えてなりません。まだまだサミットの言葉が随分出てきて、平成29年度もサミットかと、そういうことを言いたい気分でもあります。

平成26年に地方創生が発信され、そのことに対する政策、活字が今回の知事提案説明にはほとんど見られません。サミット後、ポストサミット事業が目玉というより目立ち過ぎ、サミットという冠をつけたにすぎないのではないかと思われまます。サミットはあくまでも、三重県、そして伊勢志摩を発信したことで十分であり、折々にサミット効果を発信すればよいのではないか、発揮すればよいのではないか、ちょっと違和感がございます。

地方創生の意気込みは過去のことでしょうか。農林水産業の振興、移住の促進、海女文化の振興、働き方改革、未来を担う人づくり、少子化対策の推進などが、ポストサミット事業と地方創生がリンクしていると理解したらよいのか。また、地方創生というのは少額の予算でばらまきを行い、地方は補助金をとりにいかなければ何かをしているということにならないので、ない知恵を絞って机上の空論的なアイデアを出したのが地方創生の予算じゃなかったかと思えます。新しい地方をつくっていくことが課題であると思いますが、いかがでしょうか。

次に、予算、財政についてですが、第二次三重県行財政改革取組が示されました。昨年は企業庁から55億円、平成29年度は人件費から数十億円、来年度はどうするのでしょうか。知事はなぜ私のときに厳しい財政なのかと内心は思っているのかもしれません。田川県政、北川県政のときは財政調整基金もあり、じゃぶじゃぶ使ってきた時代だったかと思えます。だけど、私はずっと見させていただいて、県財政は少しの右肩上がりの収入があるわけです。要るものが、福祉医療費、そして人件費、公債費、それらが増えて県財政を厳しくしているのは確かであると思えます。まだ数年間は厳しい予算を組むことになります。厳しい財政は続きますが、その数年間先、平成三十三、四年からの三重県財政を考えていかないかんのと違うかな。

今、根本的に財政を見直し、次の世代のために、また、高齢化社会に対応できる財政再建を講じなければなりません。例えば、昨年度、今年度のような危機的状況のときのために、財政調整基金だけでなく、財政調整基金というのはじゃぶじゃぶ勝手に使えるお金ですので、そうじゃなくて、流用できる基金も必要があるかもしれません。そういう知恵を働かせていただきたい。また、知恵を絞った起債も発行できるように、特に県土整備部の水谷部長にはもっと知恵を絞っていただいて、県債、どんどん発行をしていただきたいと思います。

それと、今回ここには余手を突っ込みたくないんですけど、時間外手当、このところをやっぱり、ちょっと考える必要があるのではないかな。私ごとなんですけど、平成17年に伊勢市と合併するときに随分旧伊勢市の時間外手当をがらがんやったら落選でした。余り時間外手当に手を突っ込むとえらい目に遭うんですけども、だけど、やはり今回、そこを少しでも考えれば、職員の人件費、給与をカットすることはなかったのではないかなという気がして仕方ありません。難しいこととは承知しておりますが、できるだけ、職員の応援じゃないんですけども、人件費をカットするのは最終的な仕事でございますので、そのところを今後はないようお願いをしたいと思います。

そういうことで、残り任期2年間、これまで以上に、地味ではあるけど一番大切な財政再建、財政の見直しをお願いしたいと思います。知事には、一応任期の、あと残り2年間を、夢のある県政をお願いしたいと思います。

3点、多分お聞きしたと思うんですけど、御答弁をお願いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） この6年間の成果、それから、平成29年度予算を踏まえて、夢の余り感じられない予算を踏まえて、今後どうしていくのか、3点まとめて答弁させていただきたいと思います。

まず、県民の皆様も様々でいらっしゃいますので受けとめ方はいろいろあると思いますけれども、その前提のもとで私が考えます主な政策面での成果

をお話しさせていただきます。

知事に就任する前月に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、新たな防災・減災対策を急ピッチで進める中、紀伊半島大水害が発生し、その復旧、復興に全力で取り組みました。

また、リーマンショックによる低迷から抜け出せずにいた三重県経済でしたので、三重県営業本部長として三重の魅力の発信に努めるとともに、新たな企業投資促進制度を活用した企業誘致の推進や中小企業、小規模企業の振興、障がい者雇用の促進に取り組むなど、県内の雇用・経済対策に注力してまいりました。

さらに、紀伊半島のミッシングリンクの解消に向けた取組をはじめ、高規格幹線道路等の整備を進めました。

こうした取組により、時間も限られていますのでいろいろ数字を並べることはいたしません、防災や観光振興、産業振興、インフラ整備の分野で、県民の皆さんに政策の推進の成果を一定届けることができたのではないかと考えております。

また、去年は伊勢志摩サミットを成功裏に開催することができ、知名度の向上等により、県内の宿泊者数の増加をはじめ、有形無形の好影響があったと考えております。

一方で、一昨年の2期目就任に当たり、教育、人づくりや、医療、介護、子育てを道半ばの課題として掲げたところであり、県民の皆さんの切実な声にしっかりと応えるべく、取組のさらなる充実、強化を図ってまいりました。

教育、人づくりについては、学力、体力の向上に向けた取組において、子どもたちをはじめ、学校や家庭がともに頑張ってきたことが成果となってあらわれてきています。さらなる飛躍に向け、引き続き優先度を高くして取り組むとともに、規範意識、郷土愛等の豊かな心を育む教育の推進、家庭教育、幼児教育の充実等に注力してまいります。

また、災害や交通事故、犯罪など、子どもたちを様々な危険から守るとともに、いじめの根絶、不登校児童・生徒への支援を図るなど、安全で安心な

教育環境を実現してまいります。

医療、介護については、医師、看護師等の確保や偏在解消に取り組むとともに、市町とも連携して介護基盤の整備等を進めてきたところでもあります。今年度中の三重県地域医療構想の策定、地域包括支援センターの機能強化など、地域包括ケアシステムの整備、介護人材の育成、確保等を進め、県民の皆さんに質の高い医療・介護サービスを提供してまいります。

子育てについては、男性の育児参画の推進や三重県版ネウボラの構築に取り組んでまいりました。今後も待機児童の解消に向けた保育所の施設整備や人材確保の支援、放課後児童対策などを進めてまいります。また、里親などの社会的養護の取組や子どもの貧困対策を進め、子どもたちが生まれ育った環境に左右されず、夢と希望を持って成長できるよう取り組みます。

財政のお話もありました。あわせて、ここまで申し上げてきた取組を実施していくに当たりまして、必要な投資や政策には果敢にチャレンジできる財政運営というものと、将来世代にも配慮した持続可能な財政運営、この両立に向けた道筋をしっかりとつけていくことも大きな課題であり責務であると考えております。

今回上程させていただいている平成29年度予算は、厳しい中でも県民の暮らしを守る取組や必要な投資には予算を確保しているものの、議員御指摘のように、確かにきらきら星のような目立つ事業は少ないかもしれません。しかしながら、例えば奥野議員が町長をされていた旧小俣町では、私が申し上げるのも大変僭越ですけれども、合併という厳しい御決断をしつつも、奥野議員が種をまかれた政策や市民の皆さんのたゆまぬ努力により、約10年を経過して人口が増加する地域となったと聞いております。

翻って、今回の予算についても、喫緊の課題に対してはスピード感を持って成果を出していく一方で、先ほどの旧小俣町の事例のように、このタイミングでは厳しい状況であったとしても、市町や県民の皆さんに御協力をいただいて、一つ一つの事業でしっかりと種をまき、丁寧に水をやり、手間暇かけて育て、その結果として希望が生まれる、夢を持っていただける契機と

なった予算であったと評価していただけるように、これからも全力を尽くしてまいりたいと思います。

〔33番 奥野英介議員登壇〕

○33番（奥野英介） 御答弁ありがとうございます。褒めてもいただいてありがとうございます。

確かに、知事、営業本部長として本当に2年間、やり過ぎと違うかなと思ったけれども、随分三重県の発信、また、県民とのコミュニケーション、いろんなことをやっていただいたと思います。それはもう、褒め返しでないですけど高く評価をしたいと思います。

あと、やはり我々議員とか、政治に携わっている、かかわっておる人間というのは、住民に対して夢を与える、少しでも。私はいつも思うんですけど、仮に公約が五つあったとして、4年間やって一つでもかなえられたら上等かなと、そんなふうに常々思っていたんですけど、おっしゃられたように、必要なところ、夢のあるところ、めり張りをつけてこれから予算を立てていただいて、あと2年間、もっと先、あるかもわかりませんが、一応差当たって2年間、頑張っていたきたいなと、そんなふうに思います。ありがとうございました。

続いて、子ども医療費の現物給付についてでございます。

子ども医療費の現物給付については、議会においてこれまで多くの議論がなされまして、また、意見書も出されております。社会保障費の増加は右肩上がりで、想像がつかないのが現状だと思われま。

厚生労働省の2017年予算案では、社会保障費は前年比1.3%増しの30兆2483億円、うち医療費は1.9%増の11兆7685億円。今後、団塊の世代、私より一つ下の3年世代、250万人とたくさんいる人の世代、その人らが後期高齢者となる2025年に向けて、ますます増加していくことは確実です。

医療制度において、公平性や適切な受診を確保するため、本人の一部負担が求められています。しかし、地方自治体等が医療費助成を行い、本人の一部負担が法定割合より軽減されると受診が増え、医療費が増嵩します。その

増嵩した医療費については、その事業の実施主体である地方自治体が負担すべきであると国は考えており、それゆえ、全国の自治体で何らかの形で実施している子ども医療費の助成制度を国の制度とするように求める要望に応じようとしないと考えられます。

そこで、医療費の現物給付については、医療費のさらなる増嵩を招くため、国庫の公平な配分という観点から、現物給付を行う保険者、保険者は今は市町村です、保険者に対して、これまで国民健康保険の減額調整が実施されてきました。

今回、平成30年度から、未就学児まで対象とする医療費の現物給付について、国民健康保険の減額調整措置を行わないことが決定されました。これは、ニッポン一億総活躍プランに基づき少子化対策を推進する中で、自治体独自の取組を支援すべきという観点から見直されたもので、この見直しにより生じた財源は、さらなる医療費助成ではなく他の少子化対策の拡充に充てるとされています。

あくまでも少子化対策の推進に主眼が置かれているのであり、医療費助成を推進しようという意図はないように思われます。県において、小学生までの医療費の助成は行っています。一般財源に占める子ども医療費の割合は全国4位ですから、支援としては頑張っていると思われます。

そこで、鈴鹿市が4月から3歳児は償還払いから窓口無料化を導入、四日市市も導入されると聞いています。全国では、現物給付が38、償還払いが25、併用しているのが16と、全ての都道府県が現物給付ではありません。

私自身、十数年前、医療費、国民健康保険料が上昇するのでレセプトをチェックさせた経験があります。中身は今ここでは申せませんが、考えさせられることがたくさんありました。現物給付を実施すると、医療費は自然増以上に増える可能性が高いと思われます。増えれば市町や県の財政負担にもかかわります。

後ほど国民健康保険の質問をしますが、保険者が県となる平成30年度のスタートにも大きく影響します。鈴鹿市も四日市市も、国民健康保険の1人当

たりの保険料額は少ないほうではありません。医療費の増加は国民健康保険料の増額にも結びつき、医療費の増額によって、市町、県の財政負担が増すことに加え、国民健康保険料の上昇を招くこととなります。県民の皆さんに負担増を招くということになります。

国民健康保険の減額調整が廃止されたことを受けて、子ども医療費の現物給付実施を検討する市町が増えることが考えられますが、県の判断は重いと思われま。

鈴鹿市が4月1日から、償還払いから窓口負担無料化、四日市市もする、そういつてくると、人口の多い四日市市、鈴鹿市が始めてくると、必然的に人口の少ないところはやらざるを得ない、そういうことも私は可能性があると思います。そのこのところを、県が十分に市町と連携をとって話し合いつて、別に反対しているわけではないんですけども、医療費の増嵩、上がっていくということをやはり頭に入れて、市町とのコミュニケーション、連携といつか話し合いをしていく必要があると思いますので、ちょうどテレビも映っておりますので見ている方もあると思います。そういう意味で、医療対策局長のほうで丁寧に時間を配分しながらお答えいただければありがたいと思つます。

〔松田克己健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（松田克己） 子ども医療費の現物給付についてお尋ねでございます。

議員のほうからも御説明がございましたように、子ども医療費の窓口負担の無料化、いわゆる現物給付でございますけれども、全国の状況は38都府県で実施されてございます。しかし、そのうち30都府県につきましては一部自己負担金を課しておるという状況でございます。対象者も小学校就学前に限られている場合があるなど、実態は都道府県によって様々な状況となっております。

このような中、本県は、より多くの子どもの健康を確保し、安心して子育てできる環境を整えるために、子ども医療費の対象者の範囲の拡大、これを

優先いたしまして、小学校6年生までとしているところでございます。また、ほかの多くの自治体で実施されております自己負担金も求めておらず、2カ月ほどで償還されます。この結果、県の一般財源に占める子ども医療費の割合は、これも議員のほうから御紹介がありましたように全国で第4位となつてございまして、これは県の姿勢を一定示しておるということかと考えております。

なお、窓口負担無料化を実施いたしますと、医療費の増加によりまして県や市町の助成額が増加する可能性がございます。したがいまして、県や市町の財政に与える影響が大きいという課題がございます。また、福祉医療費助成制度は、内容に違いこそあれ全ての都道府県で実施されておりますので、従前から、ナショナルミニマムの観点から国において制度化するよう要望しているところでございます。

いずれにしましても、福祉医療費助成制度は子どもの医療にかかわる大事な制度でございますので、一度導入して、財政状況が悪化したからやめるといふわけにはいかず、制度を維持することが肝要であり、このことが県民の皆様にとりましても有益であると考えております。

また、仮に実施するといたしましても、子ども全てを対象とするのか、あるいはひとり親など本当に必要としている方の支援に限定するのか、あるいは自己負担を求めるのか否か、そういった様々な論点での議論が必要であろうかと考えております。したがいまして、市町の意向を確認するとともに丁寧に議論を進めていく必要がございまして、子ども医療費の窓口負担無料化につきましても、給付と負担のバランスも勘案しながら、引き続き慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔33番 奥野英介議員登壇〕

○33番（奥野英介） ありがとうございます。

サービスを上げていくというのは決して悪いことではないと思います。だけれど、やはりこれだけ福祉医療費というのが全国的に1兆円ぐらい毎年増え

ていくということは、これからやはり、三重県においてもそれぞれの自治体においても減ることはない。だけど、そういうふうにサービスをどんどんしていったら、財政が非常にもたなくなってしまう。次の国民健康保険のほうでもそういう形になってくると違うかなというような気がします。

やはりこの窓口無料というのは、もったきちっと市町と話し合いをしていって、やるのならきちっと話して、抜け駆けと言うと、末松鈴鹿市長、怒ってくるかもわからんけれども、やはりそういうことじゃなくて、三重県は今回、もう国民健康保険も全体保険者が三重県になるわけですから、それが大きく関与してくるわけですから、一つの市町が抜け駆けというのか先んじてしまうと、決していいことではないと私は思うんですよ。だから、そういう意味でやるのであれば、三重県全29市町が償還払いを現物給付にしていこうという、そんな形をしたほうがいいのではないかと、こちらでは広域ですよ、こちらでは違いますよ、そうしたら今度国民健康保険の保険料を決めるときにちぐはぐしてバランスが悪くなってきますから、その辺も、医療対策局長、もう少し詰めて話をしていったほうがいいのではないかなと思います。

1人当たりの保険料額というのがそれぞれ全部違うわけですよ。次、国民健康保険で話しますけど、そういう意味で、一度そういう市町とこの現物給付についての話し合いは、多分これまではしているのかしていないのかわからんけど、いかがでしょうか、その辺は。

○健康福祉部医療対策局長（松田克己） これまでも市町との協議会を年に数回やらせていただいておりますけれども、引き続き今申し上げた論点を市町の皆様方と議論し合いながら、確認してまいりながら、できる限り市町の皆様方、足並みそろえて実施できるように努力してまいりたいと考えております。

〔33番 奥野英介議員登壇〕

○33番（奥野英介） 平成30年度から、先ほど言うていましたように、国民健康保険が県全体になっていく。恐らく激変緩和もあると思うんですけど、そういう意味合いも含めて、もうちょっと鈴鹿市には県といろんな話をして

いつていただいたほうが、これから国民健康保険の料金とかいろいろ決める
ときに、まずそこで、スタートでちぐはぐしていると余りいいことじゃない
と思いますので、その辺もきちっと、四日市市もされるんやったらその辺も
県のほうからきちんとお話しして、できるだけ三重県は同レベルでスタート
できるようにしていくのが一番いい形ではないかと思いますので、その辺、
よろしく願いをしたいと思います。

以上です。

次、3番目なんですけど、国民健康保険運営の都道府県化について。

国民健康保険については、これまでも何回も質問をしております。またか
と思われそうですけど、ちょうど来年、平成30年度から国民健康保険が、今まで
は、市町が保険者になり、運営主体をやっていたわけなんですけど、来年か
ら県が保険者となり、運営を県中心に市町との連携を深めながらやっていく
という形になろうかと思っています。

少し復習をしておきます。医療保険には、市町村国保と組合健保、共済組
合、後期高齢者医療とあります。全国で、国民健康保険の保険者である市町
村が1717、加入者である被保険者は3400万人、三重県においては29保険者で
45万人の被保険者となっております。組合健保など、他の医療保険に加入し
ていない住民を被保険者としているのが、市町村が保険者である国民健康保
険です。

保険制度は国の社会保険制度の中で最も大きな課題として議論され、国民
皆保険の大きな位置にある国民健康保険の形が変わることは住民にとって身
近な大きな問題であり、安心できる制度であることが大切であると思います。

国民健康保険の保険料は所得に応じて増減する要素もあるため、被保険者
の所得が高ければ、それに依りて保険料も高くなります。しかし、それぞれの
の保険者、市町がそれぞれの条件に応じて決定しているために、同じ所得の
国民健康保険加入者であっても、住んでいる市町によって支払っている保険
料が異なります。県内の市町の1人当たりの保険料額は、最高4万円程度の
差があります。所得に応じて保険料は高くなるので、加入者の平均所得が高

い市町では1人当たりの保険料額も高くなりますが、医療費の多寡も保険料に影響を与えます。医療費が高額になれば支出が多いということですので、当然保険料は高くせざるを得ないわけです。一方、生活習慣病や疾病の重症化の予防などに力を入れて医療費を抑える努力をしている市町もあります。

このように、市町ごとに状況は異なっており、それに応じて保険料を設定しているため、市町によって保険料が異なっています。

市町村国民健康保険の加入者は、60歳から74歳までの方が56.1%、これは平成27年9月現在です、になっており、無職者世帯が平成26年度の数値で42.3%となっています。つまり、高齢者が多いので医療費が多くかかる一方、加入者の平均所得が低いいため保険料収入が少ないという厳しい状況です。また、被保険者が1万人以下の小規模保険者であると、財政基盤が不安定になるリスクが高いとされています。

国民健康保険運営の都道府県化は、そのリスクを回避し、財政基盤の安定化を図ることが狙いと思われ、市町村ごとにあつた国民健康保険が都道府県ごとにまとめられることになるわけです。平成30年度から国民健康保険の財政運営の責任主体を都道府県とする準備が進められております。

そこでお尋ねします。

国民健康保険の財政運営の責任主体が県に移行する平成30年度以降の県と市町の役割分担などはどのようになるのか。被保険者や市町に混乱を来すことがないように、今後、県は市町にどのように進めていくのか。まず、この2点をお尋ねしたいと思います。

〔松田克己健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（松田克己） 国民健康保険運営の都道府県化につきまして、平成30年度以降の県と市町の役割分担、それから、市町との検討状況、県の考えにつきまして御答弁申し上げます。

平成27年5月に成立いたしました持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律、いわゆる医療制度改革関連法におきまして、国が国民健康保険への財政支援の拡充を行い、財政基盤を強化

するとともに、平成30年度から都道府県が市町とともに国民健康保険の運営を担い、財政運営の責任主体として中心的な役割を果たすこととされました。

具体的には、これまで市町が市町単位で医療費の推計を行い、個別に国民健康保険事業運営を行ってまいりましたが、今後は県が県全体の医療費の推計を行って、それを各市町に対しまして国民健康保険事業費納付金という形で分担していただき、市町との共同運営を行うという形になります。

県の役割といたしましては、県と市町が共通認識に立って国民健康保険事業運営を行えるよう、三重県国民健康保険運営方針を定めます。県は平成30年度から国保特別会計を設け、県全体の医療費に充てるため、市町ごとの納付金とそれに見合う標準保険料率を算定して、市町に提示をさせていただきます。そして、市町からの納付金、国及び県一般会計からの公費等を財源といたしまして、市町に対して医療費等を支払えるよう交付金を配分することとなります。

そのほか、予期しない医療費増加や保険料の収納不足が生じた場合に備えまして財政安定化基金を設置し、貸し付けや交付を行うということになります。

一方、市町の役割としましては、県が算定した納付金を納付するため、県が示しました標準保険料率を参考に実際の保険料率を決定し、賦課徴収を行うほか、被保険者の資格管理、それから、健康づくりなどの保健事業等を引き続き行います。

続きまして、市町との検討状況でございますけれども、平成27年11月に、これまで10市町と三重県国民健康保険団体連合会で構成しておりました三重県市町国保広域化等連携会議の市町構成員を全29市町に拡大するとともに、当会議のもと、国保財政運営部会、収納率向上部会、医療費適正化部会、事務標準化部会の四つの作業部会を設置いたしまして、想定される個別課題の検討を行ってきております。

この1月31日には、市長、町長を対象といたしました国保制度改革説明会を開催したところでございます。

市町ごとの納付金額は、県全体で必要となる納付金、これは必要な医療費等から公費等を差し引いた額になりますけれども、これに対しまして、市町ごとの所得水準、被保険者数、住民の方の人口でございますけれども、世帯数で案分しまして、市町ごとの医療費水準を反映して決定をいたします。医療費水準を全く反映させない場合というのは、市町が違っておりましたも所得が同じであれば基本的には同じ保険料になるということになります。

現状では市町間で、先ほど議員のほうからも御説明がありましたように、医療費水準や保険料に差があるという状況でございます。将来的には保険料負担を平準化するということを目指すことにしますけれども、当面の医療費水準の反映度合いとか、あるいは平準化をする目標の年度等については、今後市町と十分に協議をした上で決定する必要があるということになってございます。

それから、保険料負担の平準化に向けまして、市町に対する支援策というのも大きな課題でございます。

市町ごとの納付金の算定に当たりまして、市町の負担額が増加する場合、負担が増える市町に対しましては増えた部分への激変緩和措置を講じることになりますけれども、その方法等につきましては現在、国において検討中でございます。

また、今回の制度改革に当たりまして、国からの財政支援の拡充といたしまして、平成27年度から低所得者対策の強化に全国で約1700億円が毎年措置されておりますとともに、予期しない医療費増加や保険料の収納不足に備える財政安定化基金を積み立てるための財源が措置されておまして、所要額は平成29年度当初予算でも県予算に計上しているところでございます。

さらに、平成30年度からは、市町における医療費適正化や保険料の収納率向上等に係る支援等でさらに約1700億円が毎年措置されるということになってございます。

県といたしましては、被保険者や市町に不安や混乱が生じないよう、納付金の算定方法や標準保険料率の設定、市町への支援策などにつきまして、引

き続き市町及び三重県国民健康保険団体連合会と十分協議を重ねながら、平成30年度からの財政運営の都道府県化に向けまして、三重県国民健康保険運営方針の策定や関係条例の整備など、準備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔33番 奥野英介議員登壇〕

○33番（奥野英介） 大体皆さん聞いておられてわかったかなと思うけど、非常に難しいなというような気がしているんじゃないかなと思います。

前々から、国民健康保険は三重県全体一緒にするべきやと、私自身そういう話をしたんですけども、いざここへ来ると、なかなか大変かなというような気がします。収納率とかいろいろなことがあるわけなんですよ。保険料でも差がある。また三谷議員の名前が出てくるんですけど、木曾岬町が保険料がすごく、都会やで高いのかな、田舎ほど低いという、そういう収納率にしたって、やっぱり市のほうが収納率は悪い。そして、田舎ほど、この前当選した大紀町なんかは97.5%の収納率。今日は松阪市長がいないで言いますが、88%ぐらいですね。だから、そこでもすごく収納率の差が出てくると、保険料をどうしていくかというのは、本当に簡単な話じゃない。多分率を出したりいろいろされると思うんですけども、全体になって、損と言ったらいかんのかな、軽く言えば損得にして、金額が減った増えたになってくるわけですから、その辺が非常に難しい。激変緩和をどんなふうにしていくのか。

今、医療対策局長、言われたけれども、将来的に平準化をしていく、将来的にというのはいつごろが一番めどか。広域化したわ、何ら変わらへんやないか、市町は、今度は責任主体が、保険者が県になったから、もう我々のところはいろいろ気にせんでええなという、そういうふうになってしまわないか、そこら辺はちょっとどうなのでしょう。

○健康福祉部医療対策局長（松田克己） 実際にこれまで市町と協議を進める中で、各市町ごとに事情が違うという中で、どうやって共通認識を持っていたかかというところが大変重要でございますし、それとあわせて、今回の

国の制度改革の制度内容、これを十分、県はもちろんなんですけれども、市町の皆さんも十分御理解いただいた上でこの仕組みを活用していくという中で、目標年度についても一定の共通した認識の年度を持っていきたいということ考えておるところでございます。

〔33番 奥野英介議員登壇〕

○33番（奥野英介） 今の市町の国民健康保険のお金というのは、ほとんどが赤字です。住民の皆さんからいただく保険料、大体3月に切って、四、五月で調整して、6月に国民健康保険料は決まるわけなんです。その保険料は、去年の保険料の計算によって1人当たりの保険料額を決めて、全部、全住民に知らしめるということなんですけど、そのときは去年に応じた金額を算出して出るんですけど、次、1年たってくると、仮に平成27年度の保険料に合わせて、28年度を積算すると、どうしても足らなくなるというような感じの市町がほとんど、29市町のうち25市町がそういう形になっており、それはどこから金が出るかという、一般会計からお金を出すということになるわけです。

そうなってくると、広域になったときに、本当に県が負担していくのか、市町が負担していくのか、そこら辺も非常にまた県の財政を圧迫していくような形になっていきはしないかというのがちょっと心配で、財政安定化基金とか、そういうものが国のほうからも来ますけれども、その辺も十分に検討、勉強、施策を考えて、医療対策局長のほう、これから1年間、これ、大変です。多分今はそんなに真剣さはないけれども、恐らく8月、9月、12月ごろになったら大変なことに多分なると思いますので、異動があったほうがよろしいですね。今度の医療対策局長は大変だと思いますけれども、十分に上のほうとも相談をしながら進めていただきたいと思います。

以上です。

次、4番目、お伊勢さん菓子博2017の成功に向けて。

この菓子博があると知ったのは、後ろのほうに座っている前田議員が菓子博を津でやるんやということ、たしか、僕、あの辺に座っていたときに聞

いて、ああ、津はすごいなと思って、あれは大変やろうなと思っていたらいつの間にか伊勢になっているというような状況で、大変、迷惑とは言わんけど、これ、本当に大変な事業でございます。三重交通グループホールディングス岡本会長も座ってみえられるけど、切符は買わされるわ、本当に、今60万人というけど、多分30万枚売れているのかな、前田議員は多分2000枚ぐらいは買っていたかと思うんですけど、ぜひともこの菓子博、知事の提案説明の中にもありましたので、私はもともと賛成じゃなかったんですけど、何か行きがかりで応援せざるを得んような形になったもので、今日はちょっとその質問をさせていただきます。最後には石垣副知事からの応援もひとつお願いをしたいと思います。

お菓子を食えるとき、はち切れんばかりの笑顔になる子どもたち。私のところの孫です。その笑顔を見るとこちらまで幸せな気持ちになります。お菓子にはそういった幸せを感じさせる力があると思います。

そのお菓子の博覧会であります第27回全国菓子大博覧会・三重、通称お伊勢さん菓子博2017と言われています。平成29年4月21日から5月14日までの24日間、伊勢市にあります三重県営サンアリーナ及びその周辺を会場として開催されます。

お伊勢さん菓子博は、伊勢志摩サミット後に開催される最初の大規模イベントであり、これが知事の言うポストサミットと位置づけている重要な行事でもあります。

菓子博はお菓子の祭典として、ほぼ4年に1度、全国各地で開催されております。私も平成6年のときに、金沢で菓子博をしたときに行きました。姫路市の菓子博の会場は、JR姫路駅から真っすぐ行った姫路城が見えるところで、そこが歩いて10分か15分ぐらいのところですよ。広島市は、旧広島市民球場の跡地でやられたと思います。だけど、この伊勢市の会場というのは非常に厳しいところにあるのかなというふうに思います。だから切符も売れない。そういうことかなと思います。

その菓子博が三重県で初めて開催されることになりましたが、まだまだ漠

然としたイメージで、内容がよくわからないという声も聞きます。正直、私もそう思う者の1人です。これまでいろいろPRをやってこられたと思いますが、まだまだ物足りないという感じもします。ついに開幕まであと五十数日なわけですが、来場者数の目標60万人を達成するには、菓子博の魅力をもっとPRしていかなければならない。また、これだけ多くの方に来ていただくのであれば、安全・安心に来ていただけるよう、しっかりと交通対策に取り組みねばならない等々、まだまだやるべきことはたくさんあるのではないのでしょうか。

そこで、開幕まであと少しとなりましたが、菓子博の開催に向け、県としてどのように実行委員会の取組を支援していくのかお聞きしたいと思います。

もう一つ、菓子博を通じた食の産業振興についてです。

菓子博は、食の産業振興を進める上で絶好の機会だと思います。菓子博の中でも一つの目玉になっている「伊勢参宮 宮川の渡し」をモチーフにした巨大工芸菓子の制作や、新商品の開発、販売が予定されています。こうした取組に、高校生など、これから食の産業の発展、振興の担い手となる若い人たちも参画していると伺いました。

また、新商品開発に当たり県産品を使用しているそうですが、県産品の知名度の向上にも大きく寄与することと思います。

そこで、今後の食の産業振興や人材育成を進めるために、菓子博にどんな期待を寄せているのか、お聞きをしたいと思います。

時間が少なくなって、廣田部長ですか、答弁は。あとちょっと、石垣副知事にも一言お願いしたいので、時間調整しながらやっていただけますか。

〔廣田恵子雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（廣田恵子） 県として、お伊勢さん菓子博2017の成功に向けて実行委員会の取組をどのように支援していくのかという点と、それから、食の産業振興の点についての御質問でございます。

まず、実行委員会の取組の支援でございますが、県ではお伊勢さん菓子博2017を応援するために、本年度の重点広報テーマに食の産業振興を選定し、

菓子博を重点的にPRしてきたところです。

本年1月に開催された知事と広島県知事との懇談会の後、伊勢市において、県内の高校生が三重県産の食材を使って考案したお菓子を両知事が試食するなど、菓子博開催に向けたPRを行いました。集まったたくさんのメディアを通じ、菓子博の情報が効果的に拡散し、菓子博ホームページへのアクセスが殺到するほどでした。

また、県内経済団体の協力を得て、県内企業等に対し前売り券の販売についてPRを行っているほか、大手菓子メーカーと協働し、菓子博開催に合わせた新商品の開発などに取り組んでいるところです。

実行委員会では、3月1日から4月8日を菓子博PR強化月間と位置づけ、県内外の各所でイベントを集中的に実施する予定とお聞きしています。県においても、4月の県民の日記念行事をはじめとする県主催イベントでのPRや県広報の活用、菓子博と同時期に開催される食博覧会・大阪への出展などを通じ、引き続き情報発信に取り組んでいきます。

交通アクセスについては、駐車場も含め、県と地元伊勢市が連携して交通安全対策を講じ、来場者の利便性の向上を図っていきます。このような取組を通じて、引き続き菓子博の成功に向け、実行委員会とともにしっかりと取り組んでいきます。

2点目の食の産業振興の点でございますが、議員からも御紹介いただきましたが、お伊勢さん菓子博2017では、県内の100名を超える菓子職人がたくみのわざを結集して制作する歌川広重の浮世絵をモチーフにした巨大工芸菓子や菓子博史上初の試みとなる県内の高校・専門学校生による地元三重の食材をテーマにした工芸菓子が展示されます。さらに、アオサ、伊勢茶、かんきつ類といった、伊勢志摩サミットで注目されたみえの食を使った新商品をはじめ、全国各地から集まる約1800点ものお菓子の販売、三重のグルメを味わうことができるお食事など、本県ならではの魅力満載の博覧会となる計画でございます。

本県としましては、お伊勢さん菓子博2017を通じまして、このような菓子

文化や技術の継承、発展、人材育成などを図りまして、県内の食関連産業の振興につなげていきたいと考えております。

〔33番 奥野英介議員登壇〕

○33番（奥野英介） ありがとうございます。

チケットが売れていないんですね。だから、もうあと二月弱しかないの
で、何とかチケット販売促進策、旅行会社への働きかけとか、今からでも遅
くない。強化し、それで日帰りバスなどの菓子博を絡めた旅行商品づくりと
か図ってはどうか。

また、三重県の豊かな食文化、特にお餅など、菓子文化の情報発信が弱い
ような気がします。いまだに、なぜ三重県で、本当は津市でなんですけど、
伊勢市で菓子博なのかとの声が県民からもよく聞かれます。こうした観点か
ら、大いに配慮した販売促進、28万枚やなくて、何とか50台、50万枚に乗
せていただきたいなど、そんなふうに思います。

最後のイベントというか、ポストサミットのイベントで石垣副知事には随
分お世話願ったみたいなのを聞いております。菓子博の成功に向けて、実
行委員を支えてみえられた石垣副知事に菓子博への思いをお尋ねしたいと思
います。あと5分ありますので、どうぞ自由に使ってください。

○副知事（石垣英一） お伊勢さん菓子博2017開幕まで56日になりました。い
ろいろ県営アリーナの周辺も、菓子博の施設の建設が急ピッチで進んでいま
す。私も先般行きましたけど、いろんな施設が大分できてきまして、それ
を見ていよいよやなという思いがしています。何としても成功させたいとい
う思いはあります。ぜひとも成功してほしいと思っています。

そういう目で見ますと、今、議員からも言われましたように、やっぱりチ
ケット販売について、今、いろんなこともまだまだ努力をせなあかん部分も
あります。今言われましたように春の観光シーズンもあるわけですから、そ
この観光シーズンの観光会社とか、いろんな大規模店なんかいろんなこと
を委託してお願いをしておりますもんで、その数字ではないとは僕は思っ
ています。ある程度上積みはされると思うのでありますが、まだまだ切符を買

うていただけますもんで、奥野議員にはたくさんお買いいただいたのをよく知っておるんでありますが、ぜひとも議員の方にもよろしくお願いをしたいと思っています。

今日は、私が本来言うことではないかもわかりませんが、このテレビを見てみえる皆さんにぜひとも、菓子博って、やっぱり三重県というのはお菓子どころなんですよ。餅街道なんかがあったりして、昔の伝統を受け継いだお菓子なんかがいっぱいあるわけですね。だから、三重県でやるということは、大変僕は意義があると思っています。だから、そのためにも、実行委員会であり、高校生であり、子どもさんたちであり、団体、お菓子屋、皆が一生懸命になって準備を進めておるわけですよ。だから、県民の皆様にも1枚でもチケットを多く買ってほしいなと思っています。よろしくお願いをいたします。

〔33番 奥野英介議員登壇〕

○33番（奥野英介）　そういうことで、テレビをおかりしてこの場で使わせていただくのは悪いかと思うんですけど、ぜひともテレビを見ている皆さんや、また、ここにおる皆さん方、菓子博のチケットをたくさん買っていただいて、特に前田議員には責任を持っていただいて、よろしくお願いをしたいと思います。

今日はプレミアムフライデーですけど、ちょうど2分前に終わらせていただきました。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（日沖正信）　以上で、本日の県政に対する質問を終了いたします。

休

憩

○副議長（日沖正信）　着席のまま、暫時休憩いたします。

午後3時1分休憩

午後3時2分開議

開 議

○議長（中村進一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

委 員 長 報 告

○議長（中村進一） 日程第2、議案第1号を議題といたします。

本件に関し、予算決算常任委員長から、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。館 直人予算決算常任委員長。

〔館 直人予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（館 直人） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました議案第1号平成28年度三重県一般会計補正予算（第6号）につきましては、去る2月22日、該当の分科会で詳細な審査を行った後、本委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査をいたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中村進一） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑並びに討論の通告は受けておりません。

採 決

○議長（中村進一） これより採決に入ります。

議案第1号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中村進一） 起立全員であります。よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（中村進一） お諮りいたします。明25日から27日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村進一） 御異議なしと認め、明25日から27日までは休会とすることに決定いたしました。

2月28日は引き続き、定刻より県政に対する質問を行います。

散 会

○議長（中村進一） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時4分散会